

放送番組の制作に関する番組制作会社との取引基準

2022年4月改定

日本放送協会

制定	平成 21. 4. 24				
改定	平成 23. 9. 30	平成 24. 4. 1	平成 26. 4. 1	平成 27. 4. 1	平成 28. 4. 1
	平成 29. 4. 1	平成 30. 11. 15	2020. 2. 25	2021. 4. 12	2022. 4. 1

はじめに

「開かれたNHK」を目指し、番組制作会社への委託を始めた当初から、番組制作会社は公共放送を支えるパートナーと位置づけてきました。この基本方針は不変です。そして、NHK制作であれ、番組制作会社への委託であれ、放送番組の制作に携わるメンバーが、意欲にあふれ、能力を最高に発揮できることを、NHKは求めています。

このためには、NHKと番組制作会社との制作業務委託の取引が、権利と責任を明確にした健全で透明性の高いものでなければなりません。

これが、「番組制作会社との取引基準」を定めた目的です。

「番組制作会社との取引基準」は、NHKおよび関連団体が番組制作会社に制作業務を委託する際の基本を定めたものです。

NHK国内番組基準の遵守、個人情報の扱い、それぞれが確保する権利、業務実態の適正化のために双方が遵守しなければならない義務、等々について明記しました。

制作業務委託のいっそうの適正化に取組み、視聴者の期待や信頼に応える優れた番組をともに制作していこうと考えています。

「番組制作会社との取引基準」は、NHKホームページに掲載し、どなたでも見られるようにしています。取引基準を公開することによって「取引の透明性の確保」「取引の公正性の確保」の必要性を、NHKグループで働く現場担当者も、番組制作会社の皆さんも共通認識として再確認し、個別の契約が取引基準と抵触するところがないか、当事者双方のチェックのもと、健全な取引をさらに確かなものにしていきたいと考えています。

この「番組制作会社との取引基準」は、今後とも、幅広くご意見をいただきながら、見直すべきは見直し、より実効性の高いものとなるよう努めます。そして、健全な取引の徹底、優れた番組の制作の推進を図っていきます。

第 1 編 総則

1 「放送番組の制作に関する番組制作会社との取引基準」策定の目的

- ・ NHKおよびNHKの関連団体がグループ全体として、統一した基準を持ち、広く外部に公表することで、制作業務委託の公平性と透明性を高める。
- ・ 「下請法」、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」（総務省）※等を遵守し、制作業務委託の一層の適正化を進める。
- ・ 公共放送として、番組制作会社との健全なパートナーシップを築き、番組の品質向上、日本のコンテンツ振興に資する。

＜NHK本体に関する取引と下請法についての考え方＞

NHK本体には「資本金」の概念が存在しないため、NHKと番組制作会社との間の契約には、独占禁止法および一般指定の適用はあるものの、下請法の適用はない。

ただし、NHKは、前掲「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」等にも鑑み、NHKグループ全体と番組制作会社との間の取引の透明性及び公平性の確保の観点から、下請法の規定を実質的に遵守するものとしている。

2 この基準の適用範囲

＜適用するもの＞

- ・ NHKおよびNHKの関連団体が放送番組の制作に関して番組制作会社に業務を委託するもののうち、放送番組（アニメ番組、日本語版制作、データ放送等を除く）の制作業務および演出業務の委託

＜適用しないもの＞

- ・ 以下の業務を単独で委託する場合
 - ＊作詞・作曲、台本執筆等
 - ＊制作に関わる技術的役務の委託（照明、カメラ、編集等）
 - ＊美術関連の委託（大道具・小道具、衣装、メイク等）
 - ＊CG制作の委託
 - ＊その他の委託（リサーチ、翻訳、監修、HP作成、権利処理だけの業務等）
 - ＊演出補助業務とそれに準ずる業務の委託
- ・ 上記のほか、この基準を適用しないもの
 - ＊アニメ番組、日本語版制作、データ放送等の制作業務および演出業務

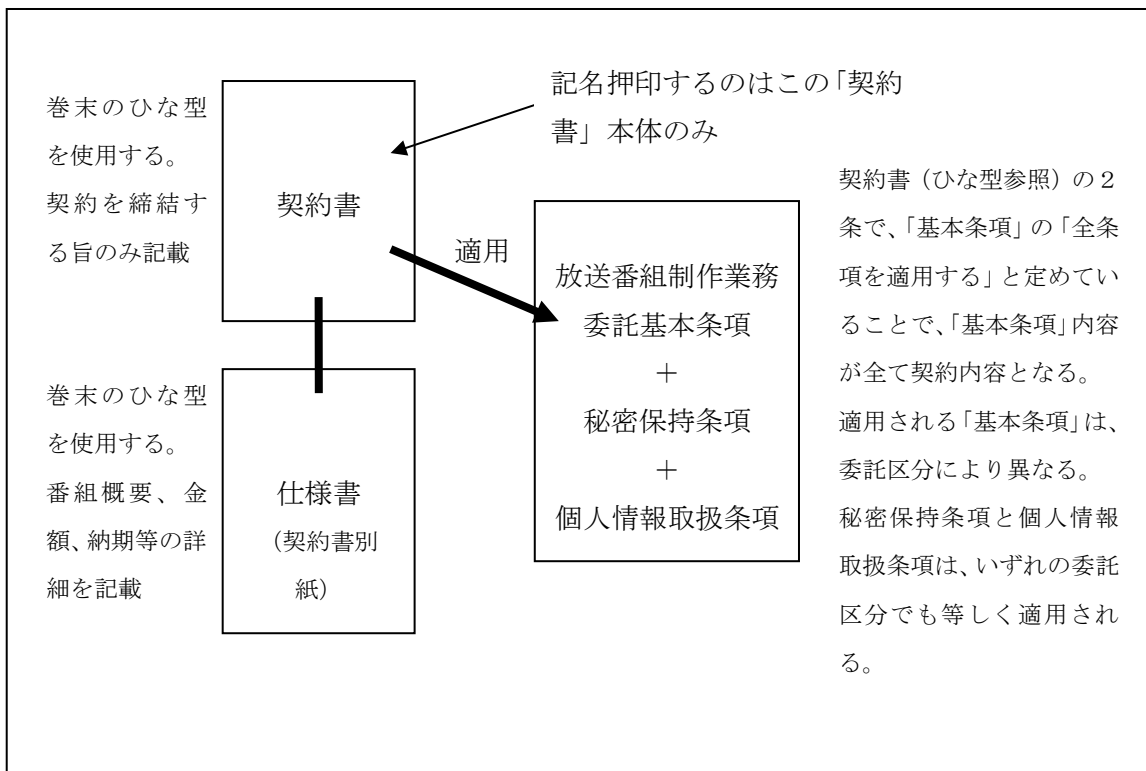
3 この基準の構成等

- ・ この基準は、総則、3種類の「放送番組制作業務委託基本条項」（以下、ここでは「基本条項」という。）、「番組制作業務委託秘密保持条項」（以下、ここでは「秘密保持条項」という。）、「番組制作業務委託個人情報取扱条項」（以下、ここでは「個人情報取扱条項」という。）から成り、契約書と仕様書のひな型が附属する。
- ・ 契約時には、附属の「ひな型」を用いて契約書を作成し、その中で基本条項を適用する。

※ 令和2年9月30日公表、https://www.soumu.go.jp/main_content/000708888.pdf 参照

- ・ 基本条項は、(演出)、(外部一部)、(外部制作) の3種類があり、それぞれ実際に委託する業務の委託区分に応じて対応する基本条項の1つを適用する。
- ・ 「秘密保持条項」と「個人情報取扱条項」は、各基本条項の一部を構成するため、全ての契約に適用されることとなる。
- ・ これらの構造については「図表1」を参照。

図表1 この基準における委託契約構造の概念図



- ・ 契約書や契約書の別紙である仕様書の記載内容と基本条項の規定とが抵触する場合には、契約書の規定が優先する。
- ・ 基準はホームページ上で公開する。
- ・ 各委託区分において初回契約時には、番組制作会社に対して、適用される基本条項および秘密保持条項、個人情報取扱条項の説明を行う。
- ・ 下請法の趣旨に則り、契約書以外に個別の発注書面が必要なものについては、適時に発注書面を交付する。

4 制作業務委託の区分

- ・ 制作業務および演出業務を次の3つの区分に分類する(詳細は「図表2」参照)。
 - 放送番組制作業務委託(演出)
 - 放送番組制作業務委託(外部一部)
 - 放送番組制作業務委託(外部制作)
- ・ 区分に応じて業務内容や遂行方法が異なるほか、完成した番組等について、①著作権の帰属、②二次使用権料収入の番組制作会社への配分の取扱い、③発注書面の要否、等が異なる(詳細は「図表2」参照)。著作権法上関連団体に発生する番組等の著作権等は、

NHKとNHKの関連団体との契約により、NHKに譲渡される（「図表 2」はそれを前提に作成）。

図表 2

委託区分	定義	最終的な 著作権の帰属	権料収入 の配分	発注書面の 要否
放送番組制作 業務委託 (演出)	NHKまたはNHKの関連団体が企画提案し、その制作統括の下に制作される番組につき、制作業務の一部を委託するもの（ただし、外部一部委託に該当するものを除く）	NHK	なし	
放送番組制作 業務委託 (外部一部)	NHKまたはNHKの関連団体が企画提案し、その制作統括の下に制作される番組につき、制作業務の一部を委託するもののうち、当該業務内容に当該番組の権料収入の一部を配分するに値する特別の寄与が見込まれるもの	NHK	あり (NHKの 定めた 配分比率 による)	
放送番組制作 業務委託 (外部制作)	番組制作会社が企画提案しNHKが採択した番組につき、番組制作会社とNHKまたはNHKの関連団体の共同の制作統括の下に制作される番組につき、その制作業務を委託するもの	NHKおよび 番組制作会社 の共有	あり (NHK の定めた 配分比率 による)	必要 (情報成果 物作成委託)

5 委託費の支払い

- ・ 下請法の趣旨に則り、委託業務完了から60日以内に最終的な委託費を支払う。
- ・ 放送番組制作業務委託（外部制作）については、委託契約締結後、速やかに委託費総額の30%を基本とする前払金を支払うことを原則とする。

6 外部制作委員会の役割

- ・ NHK内部に「外部制作委員会」を設置する。
- ・ 委託区分のうち（外部一部）（外部制作）については、「外部制作委員会」でその区分を決定する。
- ・ NHKおよびNHKの関連団体から番組制作を受託した番組制作会社が、個別の契約や運用が当該取引基準に抵触する等の疑義がある場合には、「外部制作委員会」に申し出ることができる。
- ・ 「外部制作委員会」は申し出を受ければ、速やかに実態を調査し、必要な対応を行う。

＊「外部制作委員会」連絡先 TEL:03-3485-4408

FAX:03-3481-1092

ホームページ <http://www.nhk.or.jp/kikakubosyuu/>

第2編 委託区分別 基本条項・関連条項

1 放送番組制作業務委託基本条項（演出）

放送番組制作業務委託基本条項（演出）

改定 2022年4月1日

第1章 総則

（委託契約）

- 第1条 委託者と受託者（以下、委託者を「甲」、受託者を「乙」といい、甲および乙を「当事者」と総称する。）とは、おのおの対等な立場において、日本国の法令を遵守して、互いに協力し、信義を守り、契約書（仕様書その他の添付書面を含む。以下同じ。）およびこの放送番組制作業務委託基本条項（演出）（以下、「基本条項」という。）に基づいて、誠実に本契約（契約書および基本条項を内容とする業務委託契約をいい、その内容を変更した場合を含む。以下同じ。）を履行する。
- 2 乙は、本契約に基づいて、甲の制作統括の下に制作され、日本放送協会（以下、「NHK」という。）が放送する予定の放送番組（以下、「番組」という。）の制作業務（以下、「委託業務」という。）を完了し、甲は、その対価（以下、「委託費」という。）を支払う。

（委託業務の区分）

- 第2条 委託業務の区分およびその定義ならびに業務遂行方法については、次のとおりとする。

委託区分名称		
放送番組制作業務委託（演出）	定義	甲が企画提案し、甲の制作統括の下に制作される番組につき、制作業務の一部を委託するもの（ただし、外部一部委託に該当するものを除く。）
	業務遂行方法	乙は業務責任者（第7条第1項に定めるものをいう。以下同じ。）を選任する。業務責任者は、委託業務の遂行の過程において、甲の制作統括担当者から、委託業務の遂行に際して必要な事項に関する具体的な説明を受け、これに基づき、自己の管理下にあるディレクターその他の乙の従業員等（従業員以外の形態で乙の業務に従事する者を含む。以下同様とする。）を指揮し、もって委託業務を遂行するものとする。

（甲によるNHKの義務履行の保証等）

- 第3条 甲がNHKである場合、基本条項中に定められたNHKの権利義務は甲に帰属し、また、甲からNHKへの権利や義務の承継に関して定めた規定（第16条第1項ただし書き）はこれを適用しないものとする。

- 2 甲がNHKの関連団体である場合、甲は、乙に対し、この基本条項において定められたNHKの乙に対する義務につき、NHKがこれらを全て誠実に履行することを保証し、NHKがこの基本条項において定められたNHKの乙に対する義務を履行せず、あるいはこれに違反したときは、乙に対して、NHKの義務違反により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

(再委託)

第4条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得なければ、委託業務の全部またはその主たる部分を第三者に再委託することはできない。ただし、甲は、正当な理由が無い限り、承諾の求めを拒否できないものとする。

- 2 乙が委託業務の全部または一部を第三者に再委託した場合、乙は、本契約の受託者として、甲に対し、委託業務の遂行過程および結果に対し全責任を持つものとする。

- 3 乙は、甲に対する本契約上の義務を履行するため、再委託する第三者ならびにその役員および従業員等（以下、「再委託先」と総称する。）にも本契約上のすべての義務を遵守させ、再委託先の行為についてすべての責任を負うものとする。なお、乙は再委託先に対し、制作基準等（第6条）の周知徹底等必要な措置を講ずるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 甲および乙は、別段の定めがない限り、相手方の書面による事前の承諾なしに、本契約に基づく権利（ただし、番組等の著作権は含まない。）または義務の全部または一部を第三者に譲渡もしくは承継させ、または、担保の目的に供してはならない。

第2章 委託業務の遂行

(制作基準等)

第6条 乙は、NHKの公平公正の立場を尊重し、「日本放送協会国内番組基準」「日本放送協会国際番組基準」「NHK放送ガイドライン」の他、次に定める甲の制作方針等（基本条項中では「制作基準等」と総称する。）を遵守しつつ、自らの業務処理計画を立案し、従業員等を適正に配置し、独立の事業者として、委託業務を遂行する。

- (1) 番組の企画・制作意図を実現し、NHKの放送番組として求められる品質、内容水準を満たすために、委託業務の遂行に必要な事項について甲と密接に連絡をとり、それに従って制作を実施する。
- (2) 甲および乙は、番組の取材や制作のあらゆる段階で、番組等において事実として摘示するものの中に、虚構や真実でない事柄が含まれていないか相互に確認するものとする。乙は、番組等にこれが含まれ、またはそのおそれがある場合には、直ちに甲に連絡し、事情説明、被害増大の阻止のために、甲が行う必要な調査等に協力するものとする。
- (3) 番組の企画、アイデア等を甲の書面による事前の承諾なしに、本契約締結日以降、自ら利用して番組等を作成し、または第三者に開示、漏洩しもしくは利用させてはならない。
- (4) 委託業務の遂行にあたり必要な官公庁、企業、団体、個人等の許可・承諾等については、事前に乙の責任と負担で取得する。ただし、NHKまたは甲の名称の使用を必要とするときは、事前に甲と協議し、その承諾のもとで行う。

- (5) 番組出演者等が、公序良俗に反する行為その他によりNHKの名誉を傷つけもしくは信用を損なうと認められる場合または公職選挙法上の立候補者となる場合等、社会通念上NHKの番組出演者等としてふさわしくない事情が生じた場合は、当該出演者等の取扱いおよび委託業務の遂行に関する以後の措置について、甲・乙誠意をもって協議のうえ、甲の判断に基づき乙が措置する。

(業務責任者)

第7条 乙は、委託業務の遂行に関し、乙を代理して乙の従業員等を直接指揮命令する者（以下、「業務責任者」という。）を1人以上選任し、以下の任にあたらせるものとする。

- (1) 従業員等の担当業務の割り振りの決定およびその変更
 - (2) 従業員等の労務管理および業務遂行上の指揮命令
 - (3) 委託業務の遂行に関する甲との連絡および調整
 - (4) 緊急事態発生時または追加的注文事項発生時の対応
 - (5) 従業員等の安全衛生管理および災害事故等の防止
 - (6) 従業員等の規律秩序の維持および秘密保持義務等本契約に定める乙の義務の遵守のための管理
- 2 乙が委託業務の全部または一部を第三者に再委託する場合、乙の業務責任者は、再委託先の業務内容や業務遂行状況について、適切な管理を行うものとする。
- 3 乙は、委託業務の開始に先立ち、業務責任者の氏名を契約書に定めるものとする。乙が業務責任者を変更した場合は、直ちに書面をもって甲に通知するものとする。

(関連番組の調整)

第8条 甲は、乙以外の第三者が制作する番組が、乙が委託業務を受託している番組と一連のシリーズを構成する等密接な関連を有する場合において、必要があるときは、それらの制作につき、調整を行うものとする。この場合において、乙は、甲の調整に従い、当該第三者の番組制作が円滑に進捗し、完成するよう協力しなければならない。

(施設および機器等の使用)

第9条 乙は、委託業務の遂行にあたり、必要に応じて、甲の承諾を得て、甲が保有しまたは使用権限を有する施設、設備、機器等（以下、「施設等」という。）を使用することができる。

2 前項の施設等の使用にあたって、乙は、甲の指示に従い、善良な管理者としての注意義務をもって保管および使用し、使用後は直ちに甲へ返還する。

3 本条第1項の施設等の使用の可否、使用できる施設等の範囲、使用料、支払方法、破損・紛失の場合の措置等については、別途甲・乙で協議して定める。

(記録媒体の提供)

第10条 乙は、甲から委託業務の遂行に必要な記録媒体（VTRテープ、ハードディスク、DVD等）の提供を受けることができる。

2 乙は、甲から記録媒体の提供を受けた場合には、委託業務の完了後、甲の指示に従い速やかにその記録媒体を返還する。また、放送素材（第16条第1項）を含む委託業務の記録内容の管理

については、第19条の規定による。

- 3 記録媒体の貸与は無償とする。ただし、甲乙の協議によりこれと異なった定めをすることができる。
- 4 記録媒体の貸与期間中に、乙が記録媒体を破損・紛失した場合は、乙が実費で弁償する。

(甲の立ち会い)

第11条 甲は、必要に応じて、乙の制作場所に立ち会い、委託業務の遂行状況の報告を求め、本契約に基づき必要な指示を乙に対して行うことができる。ただし、甲は、乙の委託業務の遂行を不当に遅滞させてはならない。

(番組寄与者の権利処理等)

第12条 番組の出演者等、番組の制作過程において番組に関して何らかの権利が生じる者(第16条第7項に規定する制作スタッフを除く。以下、「番組寄与者」と総称する。)に対する、番組の制作およびNHKの放送等の使用に必要な権利の許諾取得、その対価の支払い等の事務処理(以下、「権利処理」と総称する。)は、原則として甲が行う。ただし、別途乙が権利処理をすることを契約書に定めた場合には、契約書記載の範囲内で、乙の責任と費用負担で行う。

- 2 前項ただし書きにおいて乙が権利処理を行う場合には、次の各号の定めに従うものとする。

- (1) 乙は、音楽著作物に関する「音楽使用曲目報告書」(NHK所定の電子ファイルによるものとし、これによることができない場合は甲の指示に従う。)を、委託業務の完了と併せて甲に提出する。
- (2) 乙は、番組の活用に関する事前承諾のための交渉を行い、承諾内容を記載した承諾書の取得に努める。なお、本条第1項の権利処理の範囲を超えてNHKが番組を使用する場合、その権利処理は具体事例ごとに別途NHKまたはNHKの指定する者が行うものとし、乙が本号に基づく事前承諾のための交渉を行うに際しては、その旨を交渉相手である番組寄与者に遺漏無く伝えるものとする。
- (3) 乙は、番組寄与者の承諾、不承諾等の状況およびコーディネーター等の連絡先を「権利記録報告書」(NHK所定の電子ファイルによるものとし、これによることができない場合は甲の指示に従う。)に記録し、委託業務の完了と併せて甲に提出する。
- (4) 乙は、「音楽使用曲目報告書」および「権利記録報告書」については、常に最新版を使用する。甲は、委託業務の遂行期間中にこれらの様式が更新された場合には速やかに乙に周知する。

- 3 本条第1項ただし書きにおいて乙が権利処理を行う場合であって、番組寄与者の権利処理が契約書に定めるとおりにできないことが判明した場合は、乙は速やかに甲に報告しなければならない。その場合の対応その他の詳細は甲・乙別途協議する。

(委託業務完了前の委託業務内容の変更)

第13条 甲または乙が、委託業務の完了前に、契約書に定める委託業務の内容の変更(番組の趣旨や基本的な構成の変更に伴う委託業務の内容の変更をいい、いわゆる番組のマイナーチェンジに伴う変更はこれに含まない。)を希望する場合、相手方にその旨を告げ、その可否および具体的な変更内容等について、甲・乙協議して決める。双方がこの変更合意する場合、乙は変更後の予算

書を作成して甲に提出し、甲は当該予算書の合理性を審査するものとする。そのうえで、甲・乙は協議して契約書に定める委託費を合理性のある金額に変更する。

- 2 甲は、乙による委託業務の遂行過程において、このままの方向で制作を続けたのでは、番組の企画・制作意図を実現し、NHKの放送番組として求められる品質、内容水準を満たすことが不可能となると判断した場合、乙に対しその理由を告げた上で必要な改善措置を求めることができる。乙はこれに従うものとし、その方法、態様、および費用負担等については、甲・乙別途協議して定める。この場合、費用負担については、改善措置が必要となった主たる原因が乙にある場合には、乙の負担によることを、それ以外の場合には甲の負担によることを原則とする。

第3章 委託業務の完了

(委託業務の完了)

- 第14条 乙は、番組が生放送番組である場合を除き、契約書に従い、契約書記載の期間に委託業務を遂行するものとし、甲の確認をもって委託業務の完了とする。
- 2 番組が生放送番組である場合には、乙は、契約書に従い、契約書記載の期間に委託業務を遂行するものとし、甲が放送時間のあいだ乙の委託業務の遂行に立ち会い、委託業務の遂行と同時並行して確認を行うことをもって、委託業務の完了とする。

第4章 委託費

(委託費)

- 第15条 第14条の定めるところに従い委託業務が完了したときは、甲は、乙に対し、契約書に定める委託費を、契約書に定める支払日および支払方法にて、契約書に定める銀行口座に振り込む方法により支払う。
- 2 乙は、甲が前項に定める委託費を契約書に定める日までに支払うことができるように適時に請求書を甲に送付するものとし、また、振込み手数料は甲の負担とする。

第5章 番組等の著作権

(番組等の著作権の帰属等)

- 第16条 番組および委託業務の遂行の過程で生じた映像、音声、その他のあらゆる素材（番組に使用されたものおよび使用されなかったものの双方を含む。以下、「放送素材」と総称する。また、番組と放送素材を「番組等」と総称する。）の著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む。以下同様とする。）は甲に帰属する。ただし、番組等の著作権は、甲とNHKとの間の契約に基づき、甲が著作権を取得すると同時に甲からNHKに譲渡される。
- 2 本契約が委託業務の完了前に解除されたときは、放送素材および制作中の番組についても本条第1項と同様とする。

- 3 甲およびNHKは、番組の制作意図・内容を著しく損なわない範囲で、自らの責任において番組の改変、切除等の改編をすることおよび部分使用をすることができる。
- 4 NHKは、乙の名称または委託業務に関与した者の氏名の表示を、NHKの放送表示に関する基準に従い、または番組編成等の必要により、表示しまたは省略することができる。
- 5 甲およびNHKは、番組の公表の有無、時期、態様、著作名義について、自らの裁量により決定することができる。
- 6 乙は、前各項の定めに同意し、甲、NHKまたはその他の第三者に対して、番組等にかかる著作人格権を一切行使しないものとする。
- 7 乙は、前各項の定めに関し、乙の役員、従業員および乙の従業員以外の演出、撮影等のすべての制作スタッフ（以下、「制作スタッフ」と総称する。）から異議が出ないように、あらかじめ措置するものとする。

（二次使用）

第17条 本契約において「二次使用」とは、次の各号に掲げる番組等の使用以外の使用をいう。

- （1）NHKが行うすべての放送（地上放送、衛星放送、国際放送）等
- （2）NHKの放送番組の補完（NHKプラス、NHKオンデマンド、NHKワールドJAPANオンライン）
- （3）NHKの広報、視聴者のNHKおよび甲の事業への理解促進等のための無償での利用（専ら受信料を財源として行うインターネット等の通信による提供およびライブラリー上映および国際放送の国内CATVへの提供等を含む。）

（番組等の二次使用のための権利処理等）

第18条 乙は、番組等の二次使用のために番組寄与者の権利処理や提供原盤の作成等が必要な場合において、甲からその遂行を依頼されたときには、誠意をもってこれに応じる。この場合の権利処理費および権利処理業務にかかる手数料は、甲と乙とが別途協議して定める。

（放送素材の自己使用）

第19条 乙は、放送素材を委託業務の所期目的を超えて自ら使用することはできない。ただし、甲が書面による事前の許諾をした場合はこの限りではない。

第6章 危機管理

（安全の確保）

第20条 乙は、自己の責任と負担で委託業務の遂行過程における安全対策について、制作スタッフの安全確保に十分に取り組むとともに、その徹底を図る。

（海外ロケ等に関する損害保険）

第21条 乙は、乙の従業員等または乙の再委託先（本条において以下、「乙ら」という。）が委託業務の遂行の一環として日本国外においてリサーチやロケ等の活動（以下、「海外ロケ等」という。）

を行う場合には、乙らに対して当該海外ロケ等の遂行に際して適切な損害保険を付するものとし、当該費用は甲が負担する。ただし、乙らが独自に保険を付している場合および、甲が海外ロケ等に関して包括的な損害保険を付しており、当該保険が乙らの行う海外ロケ等に適用される場合は、この限りではない。

- 2 前項ただし書きに該当する場合において、取材先等に対して当該付保の事実を証する書面の提示が必要な場合には、甲は、乙らの求めにより、乙らに対して当該書面を交付する。

(天変地異や災害等への対処)

第22条 乙は、天変地異や災害、制作スタッフ・番組寄与者等の病気や事故、予定した取材先の取材拒否等により、委託業務の遂行に支障を来すと見込まれる場合、速やかに甲に連絡した上で、甲と協議し、委託業務の遂行に支障がないよう措置する。ただし、協議の結果、それ以降の委託業務の遂行が不可能と甲が判断した場合には、甲は委託業務を中止させまたは本契約を解除することができる。この場合、本契約解除以後の措置ならびに経費および損害の負担については、別途甲・乙協議して定めるものとする。

- 2 乙が前項の甲に対する連絡または措置を怠り、その後当該事情によって実際に番組に大きな変更を生じ、あるいは委託業務の遂行が不可能となった場合には、前項ただし書きの定めにかかわらず、本契約上、当該履行不能は乙の責めに帰すべき事情によるものとみなし、第25条第3項の定めに従い処理する。

第7章 損害賠償と契約の中止・解除等

(損害賠償)

第23条 甲および乙は、本契約（基本条項および基本条項の附則を含む。）に特に定めるほか、委託業務の遂行にあたって、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、相手方に対して被った損害の賠償を求めることができる。ただし、甲が費用を負担する保険を付した場合であって、その保険金が乙に支払われた場合には、甲は、その範囲において、責任を免れるものとする。

- 2 甲および乙は、委託業務の遂行にあたって、自らの不注意や、天変地異や災害、第三者の行為等、相手方の責めに帰すべき事由によらずに損害を被った場合には、本契約に別段の定めがある場合のほか、それぞれ損害を被った当事者が自ら負担しなければならない。

(第三者損害等)

第24条 乙は、委託業務の遂行にあたって、第三者の権利の侵害や物品の損壊、人体への傷害等により第三者との間に紛争が生じないように努め、万一紛争が生じた場合は、乙の責任と費用負担において処理し解決しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由に起因する場合は、甲の責任と費用負担においてこれを処理し解決する。

- 2 第12条第1項ただし書きに定める乙が行う番組寄与者の権利の処理に関して、番組寄与者または第三者との間に異議または紛争が生じた場合には、乙の責任と費用負担において処理し解決しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由に起因する場合は、甲の責任と費用負担

においてこれを処理し解決する。

- 3 乙が、前2項の定めに従って紛争等処理する場合、乙は、裁判上・裁判外を問わず、当該第三者または番組寄与者と和解する場合には、事前に甲の承認を得なければならない。ただし、甲は、裁量によって、乙の費用により、前2項に定める第三者または番組寄与者からの主張に対する防御を行い、解決を図ることを選択でき、この場合、乙は甲に対して最善の協力を行う。
- 4 本条の定めにかかわらず、第21条の定めに基づく損害保険等、甲の付した保険によって損害が填補される場合には、乙は、その範囲において、負担を免れることができる。

(甲の中止権・解除権)

第25条 甲は、委託業務の完了前であっても、甲の意思により、書面をもって委託業務を中止させ、または本契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が次の各号の一にあたる場合において、乙に相当の期間を定めて書面にて催告したにもかかわらず、かかる違反が是正されない場合には、委託業務の完了前であっても、直ちに書面をもって委託業務を中止させ、または本契約を解除することができる。この場合、甲は、乙に被った損害の賠償を求めることができる。

(1) 乙が委託業務を開始すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき

(2) 委託業務の進行が著しく遅れ、納期までに、乙が委託業務を完了する見込がないと認められるとき

(3) 前各号のほか、乙が本契約に違反したとき

- 3 次の各号の一にあたる時は、甲は、委託業務の完了前であっても、何らの催告を要することなく直ちに、書面をもって委託業務を中止させ、または本契約を解除することができる。この場合、甲は、乙に被った損害の賠償を求めることができる。

(1) 乙が甲の書面による同意を得ずに、無断で委託業務の全部または主たる部分を第三者に再委託したとき

(2) 乙が秘密保持条項または個人情報取扱条項の定め違反したとき

(3) 乙または乙の役員もしくは従業員等が刑事犯罪等反社会的な行為を行う等、公共放送であるNHKの番組を制作することが相応しくないことが明らかであるとき

(4) 番組等において事実として適示するものの中に、虚構や真実でない事柄が含まれたとき(ただし、それが甲の責めに帰すべき事由による場合を除く。)

(5) 乙が、第6条第1項第2号に定める甲が行う調査等に協力しないとき

(6) 乙が差押・仮差押・仮処分その他強制執行を受けたとき、または民事再生・会社更生・破産の申し立てを受けたとき、もしくは自ら申し立てたとき

(7) 乙が営業の停止、変更または解散の決議をしたとき

(8) 乙が監督官庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき

(9) 乙が自ら振出しまたは引き受けた手形もしくは小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき、または支払不能状態に至ったとき

(10) 前各号のほか、乙の経営上の重要な変更(重要な事業の譲渡・廃止、合併、会社分割、株式交換等の組織再編行為、主要株主の変更を含む。)または、乙の資産、信用もしくは事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく委託業務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき

(暴力団等排除)

第26条 甲は、乙、乙の役員もしくは従業員等または乙の再委託先において次の各号の一にあたることが判明したときは、何らの催告を要することなく直ちに、本契約を解除することができる。この場合、甲は、乙に被った損害の賠償を求めることができる。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団その他これらに準じるもの、またはこれらの者と密接な関わりを持つ者であることが判明したとき
- (2) 自ら、または第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為その他これに準じる行為を行ったとき

(乙の中止権・解除権)

第27条 乙は、甲が次の各号の一にあたる場合において、甲に相当の期間を定めて書面にて催告したにもかかわらず、かかる違反が是正されない場合には、委託業務の完了前であっても、直ちに書面をもって委託業務を中止させ、または本契約を解除することができる。この場合、乙は、甲に被った損害の賠償を求めることができる。

- (1) 甲の責めに帰すべき事由により委託業務の遂行が著しく遅延したとき
- (2) 前号のほか、甲が本契約に違反したとき

2 次の各号の一にあたるときは、乙は、委託業務の完了前であっても、何らの催告を要することなく直ちに、書面をもって委託業務を中止させ、または本契約を解除することができる。この場合、乙は、甲に被った損害の賠償を求めることができる。

- (1) 甲が秘密保持条項または個人情報取扱条項の定めに違反したとき
- (2) 甲が差押・仮差押・仮処分その他強制執行を受けたとき、または民事再生・会社更生・破産の申し立てを受けたとき、もしくは自ら申し立てたとき
- (3) 甲が営業の停止、変更または解散の決議をしたとき
- (4) 甲が監督官庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき
- (5) 甲が自ら振出しまたは引き受けた手形もしくは小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき、または支払不能状態に至ったとき
- (6) 前各号のほか、甲の資産、信用または事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき

(解除に伴う措置)

第28条 本契約が第25条ないし第27条によって解除された場合、甲は、解除までに乙が履行した委託業務の履行割合や成果等に応じた委託費を精算するものとし、精算の結果金員の過払があるときは、乙は、解除が第25条第2項、同条第3項または第26条によるときにあっては、過払額について、その支払いをうけた日から年3%の割合による利息を付した額を、解除が第25条第1項または第27条によるときにあっては、その過払額を甲に返還する。なお、本契約が第25条第1項または第27条により解除された場合、甲は、乙の未履行分の委託業務に対応する委託費を支払う義務は負わない一方、解除までに乙が委託業務の遂行に要した通常経費および中止によって乙に発生する費用等の負担および損害の賠償については、乙による委託業務の履行割合や成果等に加えて、解除に至る経緯、予告期間等も勘案の上、別途甲・乙協議して定める。

- 2 甲が前項に定める委託費を支払ったときは、乙の委託業務にかかる成果物に関するすべての権利を取得するものとする（著作権についても、第16条第2項の定めに従い処理されるものとする）。
- 3 本契約を解除したときは、必要に応じて甲・乙協議し、当事者に属する物件について期間を定めてその引取・あと片づけ等の処置を行う。
- 4 前項の処置が遅れているとき、催告しても、正当な理由なくなお処置が行われない場合は、相手方は、代わってこれを行い、その費用を請求することができる。

第8章 秘密保持と情報管理

（秘密保持等）

第29条 甲および乙が相互に遵守すべき業務上の秘密情報の取扱い等については、秘密情報の定義も含め、基本条項の附則である「番組制作業務委託秘密保持条項」（基本条項において、「秘密保持条項」という。）による。

（個人情報の保護）

第30条 甲および乙が相互に遵守すべき個人情報の取扱い等については、個人情報の定義も含め、基本条項の附則である「番組制作業務委託個人情報取扱条項」（基本条項において、「個人情報取扱条項」という。）による。

（情報セキュリティー）

第31条 甲および乙は、前2条の目的を達成するため、以下の各号に定める事項を遵守するよう努める。

- （1） 委託業務に使用するパソコン等にアクセスできる者を、物理的な隔離やパスワード認証等の方法により適切に制限すること
- （2） 委託業務に使用するパソコン等をネットワークに接続する場合は、コンピューターウイルス等の感染を防止する適切な措置を講じると共に、ファイル交換ソフト等の情報流出の危険性を高めるソフトの使用を禁止すること
- （3） 委託業務に使用するパソコン、ハードディスクその他の記録媒体を廃棄する際には、第三者がデータを読みとることができないよう適切な手段を講じること
- （4） 委託業務に関する情報が記載された紙媒体の保管については業務に必要な無い者がアクセスできないよう必要な措置を講じ、廃棄の際には裁断または溶解等の方法によること
- （5） その他、その時点における社会通念上、情報セキュリティーとして期待される一切の事項

（インサイダー取引等の禁止）

第32条 前3条のほか、甲および乙は、委託業務の遂行の過程で入手した情報を、インサイダー取引その他、委託業務以外の用途に不正に使用してはならない。

第9章 一般条項

(通知・報告)

第33条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは速やかに甲に通知しなければならない。

- (1) 委託業務を履行できないおそれが生じた場合
- (2) 本契約に違反するおそれが生じた場合
- (3) 重要な事業の譲渡・廃止、合併、会社分割、株式交換等の組織再編行為、主要株主の変更その他経営上の重要な変更
- (4) 代表者、商号、本店所在地の変更
- (5) その他、取引を継続する上で重要とみなされる事項

2 甲は、乙において前項の事由が生じたときは、乙に対し報告を求め、かつ、合理的に必要と認められる措置を講じるよう求めることができる。

(番組広報・宣伝への協力)

第34条 乙は、甲の求めがあった場合、番組の広報・宣伝に必要な資料・素材を甲またはNHKに提供するものとする。

2 乙は、甲またはNHKによる番組の広報・宣伝活動に可能なかぎり協力するものとする。

(BPOへの調査協力)

第35条 放送倫理・番組向上機構(BPO)が、番組について調査を行う際には、甲および乙は協力して、必要な調査に応じるものとする。調査の受け入れ方法その他必要と思われる事項については、甲・乙協議して定める。

2 甲および乙は、制作スタッフに対し、前項の規定を周知徹底し、承諾させるものとする。

(信頼関係の保持)

第36条 甲および乙は、本契約の履行は誠実を旨として行い、相手方(なお、乙の相手方は甲およびNHKとする)の社会的な評価または信用を毀損する行為またはそのおそれのある行為を行わない。

(裁判管轄)

第37条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第38条 本契約の履行にあたり疑義が生じた場合または本契約に定めのない事項が生じた場合は、そのつど甲・乙協議のうえ、誠意をもって解決する。

2 前項の協議による取り決めまたは本契約の内容の修正もしくは変更については、文書によって明確にすることとし、文書によらないものはこれを無効とする。

(残存条項)

第39条 本契約がいかなる事由により終了した場合においても、第5条、第16条、第19条、第23条、第24条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第37条、第38条、第39条の規定は、引き続きその効力を有する。

2 放送番組制作業務委託基本条項（外部一部）

放送番組制作業務委託基本条項（外部一部）

改定 2022年4月1日

第1章 総則

（委託契約）

第1条 委託者と受託者（以下、委託者を「甲」、受託者を「乙」といい、甲および乙を「当事者」と総称する。）とは、おのおの対等な立場において、日本国の法令を遵守して、互いに協力し、信義を守り、契約書（仕様書その他の添付書面を含む。以下同じ。）およびこの番組制作業務委託基本条項（外部一部）（以下、「基本条項」という。）に基づいて、誠実に本契約（契約書および基本条項を内容とする業務委託契約をいい、その内容を変更した場合を含む。以下同じ。）を履行する。

2 乙は、本契約に基づいて、甲の制作統括の下に制作され、日本放送協会（以下、「NHK」という。）が放送する予定の放送番組（以下、「番組」という。）の制作業務（以下、「委託業務」という。）を完了し、甲は、その対価（以下、「委託費」という。）を支払う。

（委託業務の区分）

第2条 委託業務の区分およびその定義ならびに業務遂行方法については、次のとおりとする。

委託区分名称		
放送番組制作 業務委託（外部 一部）	定義	甲が企画提案し、甲の制作統括の下に制作される番組につき、制作業務の一部を委託するもののうち、当該業務内容に当該番組の権料収入（二次使用（第18条）に基づく収入をいう。以下同じ。）の一部を配分するに値する乙の特別の寄与が見込まれるもの。
	業務遂行方法	乙は業務責任者（第7条第1項に定めるものをいう。以下同じ。）を選任する。業務責任者は、委託業務の遂行の過程において、甲の制作統括担当者から、委託業務の遂行に必要な事項に関する具体的な説明を受け、これに基づき、自己の管理下にあるプロデューサーその他の乙の従業員等（従業員以外の形態で乙の業務に従事する者を含む。以下同様とする。）を指揮し、甲の制作意図を実現するための具体的なアイデア等を発案する等、甲の制作統括担当者を補佐し、番組の重要な要素に関わる特別の寄与を行い、もって委託業務を遂行するものとする。

(甲によるNHKの義務履行の保証等)

第3条 甲がNHKである場合、基本条項中に定められたNHKの権利義務は甲に帰属し、また、甲からNHKへの権利や義務の承継等に関して定めた規定(第14条第6項、第15条第2項および第17条第1項ただし書き)はこれを適用しないものとする。

2 甲がNHKの関連団体である場合、甲は、乙に対し、この基本条項において定められたNHKの乙に対する義務につき、NHKがこれらを全て誠実に履行することを保証し、NHKがこの基本条項において定められたNHKの乙に対する義務を履行せず、あるいはこれに違反したときは、乙に対して、NHKの義務違反により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

(再委託)

第4条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得なければ、委託業務の全部またはその主たる部分を第三者に再委託することはできない。ただし、甲は、正当な理由が無い限り、承諾の求めを拒否できないものとする。

2 乙が委託業務の全部または一部を第三者に再委託した場合、乙は、本契約の受託者として、甲に対し、委託業務の遂行過程および結果に対し全責任を持つものとする。

3 乙は、甲に対する本契約上の義務を履行するため、再委託する第三者ならびにその役員および従業員等(以下、「再委託先」と総称する。)に対しても本契約上のすべての義務を遵守させ、再委託先の行為についてすべての責任を負うものとする。なお、乙は再委託先に対し、制作基準等(第6条)の周知徹底等必要な措置を講ずるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 甲および乙は、別段の定めがない限り、相手方の書面による事前の承諾なしに、本契約に基づく権利(ただし、番組等の著作権は含まない。)または義務の全部または一部を第三者に譲渡もしくは承継させ、または、担保の目的に供してはならない。

第2章 委託業務の遂行

(制作基準等)

第6条 乙は、NHKの公平公正の立場を尊重し、「日本放送協会国内番組基準」「日本放送協会国際番組基準」「NHK放送ガイドライン」の他、次に定める甲の制作方針等(基本条項中では「制作基準等」と総称する。)を遵守しつつ、自らの業務処理計画を立案し、従業員等を適正に配置し、独立の事業者として、委託業務を遂行する。

(1) 番組の企画・制作意図を実現し、NHKの放送番組として求められる品質、内容水準を満たすために、委託業務の遂行に必要な事項について甲と密接に連絡を取り、それに従って制作を実施する。

(2) 甲および乙は、番組の取材や制作のあらゆる段階で、番組等において事実として摘示するものの中に、虚構や真実でない事柄が含まれていないか相互に確認するものとする。乙は、番組等にこれが含まれ、またはそのおそれがある場合には、直ちに甲に連絡し、事情説明、被害増大の阻止のために、甲が行う必要な調査等に協力するものとする。

- (3) 番組の企画、アイデア等を甲の書面による事前の承諾なしに、本契約締結日以降、自ら利用して番組等を制作し、または第三者に開示、漏洩もしくは利用させてはならない。
- (4) 委託業務の遂行にあたり必要な官公庁、企業、団体、個人等の許可・承諾等については、事前に乙の責任と負担で取得する。ただし、NHKまたは甲の名称の使用を必要とするときは、事前に甲と協議し、その承諾のもとで行う。
- (5) 番組出演者等が、公序良俗に反する行為その他によりNHKの名誉を傷つけもしくは信用を損なうと認められる場合または公職選挙法上の立候補者となる場合等、社会通念上NHKの番組出演者等としてふさわしくない事情が生じた場合は、当該出演者等の取扱いおよび委託業務の遂行に関する以後の措置について、甲・乙誠意をもって協議のうえ、甲の判断に基づき乙が措置する。

(業務責任者)

第7条 乙は、委託業務の遂行に関し、乙を代理して乙の従業員等を直接指揮命令する者（以下、「業務責任者」という。）を1人以上選任し、以下の任にあたらせるものとする。

- (1) 従業員等の担当業務の割り振りの決定およびその変更
- (2) 従業員等の労務管理および業務遂行上の指揮命令
- (3) 委託業務の遂行に関する甲との連絡および調整
- (4) 緊急事態発生時または追加的注文事項発生時の対応
- (5) 従業員等の安全衛生管理および災害事故等の防止
- (6) 従業員等の規律秩序の維持および秘密保持義務等本契約に定める乙の義務の遵守のための管理

2 乙が委託業務の全部または一部を第三者に再委託する場合、乙の業務責任者は、再委託先の業務内容や業務遂行状況について、適切な管理を行うものとする。

3 乙は、委託業務の開始に先立ち、業務責任者の氏名を契約書に定めるものとする。業務責任者を変更した場合は、直ちに書面をもって甲に通知するものとする。

(関連番組の調整)

第8条 甲は、乙以外の第三者が制作する番組が、乙が委託業務を受託している番組と一連のシリーズを構成する等密接な関連を有する場合において、必要があるときは、それらの制作につき、調整を行うものとする。この場合において、乙は、甲の調整に従い、当該第三者の番組制作が円滑に進捗し、完成するよう協力しなければならない。

(施設および機器等の使用)

第9条 乙は、委託業務の遂行にあたり、必要に応じて、甲の承諾を得て、甲が保有しまたは使用権限を有する施設、設備、機器等（以下、「施設等」という。）を使用することができる。

2 前項の施設等の使用にあたって、乙は、甲の指示に従い、善良な管理者としての注意義務をもって保管および使用し、使用後は直ちに甲へ返還する。

3 本条第1項の施設等の使用の可否、使用できる施設等の範囲、使用料、支払方法、破損・紛失の場合の措置等については、別途甲・乙で協議して定める。

(記録媒体の提供)

第10条 乙は、甲から委託業務の遂行に必要な記録媒体（VTRテープ、ハードディスク、DVD等）の提供を受けることができる。

2 乙は、甲から記録媒体の提供を受けた場合には、委託業務の完了後、甲の指示に従い速やかにその記録媒体を返還する。また、放送素材（第17条第1項）を含む委託業務の記録内容の管理については、第21条の規定による。

3 記録媒体の貸与は無償とする。ただし、甲乙の協議によりこれと異なった定めをすることができる。

4 記録媒体の貸与期間中に、乙が記録媒体を破損・紛失した場合は、乙が実費で弁償する。

(甲の立ち会い)

第11条 甲は、必要に応じて、乙の制作場所に立ち会い、委託業務の遂行状況の報告を求め、本契約に基づき必要な指示を乙に対して行うことができる。ただし、甲は、乙の委託業務の遂行を不当に遅滞させてはならない。

(番組寄与者の権利処理等)

第12条 乙は、番組の出演者等、番組の制作過程において番組に関して何らかの権利が生じる者（第17条第7項に規定する制作スタッフを除く。以下、「番組寄与者」と総称する。）に対する、番組の制作およびNHKの放送等の使用に必要な権利の許諾取得、その対価の支払い等の事務処理（以下、「権利処理」と総称する。）を、契約書記載の範囲内で、乙の責任と費用負担で行う。ただし、次の各号に定める権利処理についてはこの限りでない。

(1) NHKが包括契約（包括的に許諾を得て包括的に使用料等を支払う契約をいう。以下同じ。）を締結している著作権等管理事業者が管理している音楽著作物および商業用レコードに関する権利処理（ただし、包括許諾の範囲内に限るものとし、その範囲については乙が甲に確認する。）

(2) 契約書において、甲またはNHKが行うことが明記されている権利処理

2 甲は、委託業務の遂行期間中にNHKが新たな包括契約を締結し、または従前の包括契約の内容を変更した場合には、速やかに乙に周知する。この場合、前項ただし書き第1号に関しては、当該包括契約が有効となった時点以降に完了する委託業務にかかる権利処理については、乙は新たな包括契約の内容に従うものとする。

3 乙は、番組のうち本契約に基づき業務委託されている部分にかかわる音楽著作物に関する「音楽使用曲目報告書」（NHK所定の電子ファイルによるものとし、これによりできない場合は甲の指示に従う。）を、委託業務の完了と併せて甲に提出する。

4 乙は、番組寄与者に対し、番組のうち本契約に基づき業務委託されている部分の活用に関する事前承諾のための交渉を行い、承諾内容を記載した承諾書の取得に努める。また、番組寄与者の承諾、不承諾等の状況およびコーディネーター等の連絡先を「権利記録報告書」（NHK所定の電子ファイルによるものとし、これによりできない場合は甲の指示に従う。）に記録し、委託業務の完了と併せて甲に提出する。なお、本条第1項の権利処理の範囲を超えてNHKが番組を使用する場合、その権利処理は具体事例ごとに別途NHKまたはNHKの指定する者が行うものとし、乙が本項に基づく事前承諾のための交渉を行うに際しては、その旨を交渉相手である番組

寄与者に遺漏なく伝達するものとする。

- 5 乙は、番組寄与者の権利処理が契約書に定めるとおりにできないことが判明した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。その場合の対応その他の詳細は甲・乙別途協議する。
- 6 乙が番組のテーマ音楽・劇伴奏音楽・主題歌等の作詞・作曲を第三者に委嘱する場合、乙は事前に当該音楽著作物の著作権管理に関して甲と協議する。また、当該音楽著作物の音源制作を第三者に委ねる場合または第三者から音源制作参加の意向があった場合は、乙は速やかに甲と協議して対応する。
- 7 乙は、「音楽使用曲目報告書」および「権利記録報告書」については、常に最新版を使用する。甲は、委託業務の遂行期間中にこれらの様式が更新された場合には速やかに乙に周知する。

(委託業務完了前の委託業務内容の変更)

- 第13条 甲または乙が、委託業務の完了前に、契約書に定める委託業務の内容の変更（番組の趣旨や基本的な構成の変更に伴う委託業務の内容の変更をいい、いわゆる番組のマイナーチェンジに伴う変更はこれに含まない。）を希望する場合、相手方にその旨を告げ、その可否および具体的な変更内容等について、甲・乙協議して決める。双方がこの変更合意する場合、乙は変更後の予算書を作成して甲に提出し、甲は当該予算書の合理性を審査するものとする。そのうえで、甲・乙は協議して契約書に定める委託費を合理性のある金額に変更する。
- 2 甲は、乙による委託業務の遂行過程において、このままの方向で制作を続けたのでは、番組の企画・制作意図を実現し、NHKの放送番組として求められる品質、内容水準を満たすことが不可能となると判断した場合、乙に対しその理由を告げた上で必要な改善措置を求めることができる。乙はこれに従うものとし、その方法、態様、および費用負担等については、甲・乙別途協議して定める。この場合、費用負担については、改善措置が必要となった主たる原因が乙にある場合には、乙の負担によることを、それ以外の場合には甲の負担によることを原則とする。

第3章 委託業務の完了

(委託業務の完了)

- 第14条 乙は、番組が生放送番組である場合を除き、契約書に従い、契約書記載の納入期日までに番組（ただし、ここでは番組のうち実際に業務委託されている部分をいう。本条において以下同じ。）を甲へ納入する。
- 2 前項の納入にあたっては、番組について記録された記録媒体（いわゆるクリーンを含む。）その他契約書記載の納入物を提出するものとする。なお、この際、甲は、予め契約書に記載しておくことにより、甲の費用負担により、放送素材（第17条第1項）のコピーの提出を同時に求めることができる。
- 3 甲および乙は、番組の納入後、速やかに、番組の納入後試写を行う。納入後試写は、番組が、企画・制作意図を実現し、NHKの放送番組として求められる品質、内容水準を満たすものとなっているか否か、その他本契約に定められた諸条件を満たしているか否かを、甲と乙の間で最終的に確認するために行うものとし、納入後試写の合格または次項の再試写の合格をもって、委託業務の完了とする。なお、この合否判定は甲が行う。

- 4 番組が、前項の納入後試写に合格しなかった場合は、乙は、甲の指示に従い、甲が別途指定する期日までに、これを修正し再試写を受ける。なお、この修正のために乙の出費が伴うときは、甲・乙は誠実に協議し取扱いを決定する。ただし、内容修正・変更する必要が生じた主たる要因が乙側にある場合は、乙の負担によることを、そうでない場合は甲の負担によることを基本とする。
- 5 番組が、前項の再試写に合格しなかった場合、甲は、乙に対し、前項に準じて、番組の再修正を請求することができ、以降も同様とする。
- 6 乙は、NHKが甲と共に、または甲に代わって本条の試写（前2項の再試写を含む。以下本条において同様とする。）および合否判定を行うことがあることについて予め了承する。
- 7 乙が第4項に定める再試写に合格しなかった場合、甲は、その不適合の程度に応じて委託費の減額を請求することができる。
- 8 本条の試写合格後に、番組について、本条の試写では直ちに発見できない種類または品質に関する契約不適合が判明した場合、甲は、その契約不適合を知ってから1年以内にその旨を通知したときに限り、前4項の定めに従い、修正、委託費の減額等の請求をすることができるものとする。
- 9 本条の規定は、甲による損害賠償請求および解除権の行使を妨げない。

（生放送番組に関する委託業務の完了）

- 第15条 前条にかかわらず、番組が生放送番組の場合には、甲が放送時間のあいだ乙の委託業務の遂行に立ち会い、委託業務の遂行と同時並行して確認を行い、スタジオ送出（番組を電波に変換してNHKの副調整室の送出装置から送出すること）または制作現場送出（番組を電波に変換して中継車の送出装置から送出すること）によって、委託業務の完了とする。
- 2 乙は、NHKが甲と共に、または甲に代わって前項の確認等を行うことがあることについて予め了承する。

第4章 委託費

（委託費）

- 第16条 第14条または第15条の定めるところに従い、委託業務が完了したときは、甲は、乙に対し、契約書に定める委託費を、契約書に定める支払日および支払方法にて、契約書に定める銀行口座に振り込む方法により支払う
- 2 乙は、甲が前項に定める委託費を契約書に定める日までに支払うことができるように適時に請求書を甲に送付するものとし、また、振込み手数料は甲の負担とする。

第5章 番組等の著作権

(番組等の著作権の帰属等)

- 第17条 番組および委託業務の遂行の過程で生じた映像、音声、その他のあらゆる素材（番組に使用されたものおよび使用されなかったものの双方を含む。以下、「放送素材」と総称する。また、番組と放送素材を「番組等」と総称する。）の著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む。以下同様とする。）は甲に帰属する。ただし、番組等の著作権は、甲とNHKとの間の契約に基づき、甲が著作権を取得すると同時に甲からNHKに譲渡される。
- 2 本契約が委託業務の完了前に解除されたときは、放送素材および制作中の番組についても本条第1項と同様とする。
- 3 甲およびNHKは、番組の制作意図・内容を著しく損なわない範囲で、自らの責任において番組の改変、切除等の改編をすることおよび部分使用をすることができる。
- 4 NHKは、乙の名称または委託業務に関与した者の氏名の表示を、NHKの放送表示に関する基準に従い、または番組編成等の必要により、表示しまたは省略することができる。
- 5 甲およびNHKは、番組の公表の有無、時期、態様、著作名義について、自らの裁量により決定することができる。
- 6 乙は、前各項の定めに同意し、甲、NHKまたはその他の第三者に対して、番組等にかかる著作人格権を一切行使しないものとする。
- 7 乙は、前各項の定めに関し、乙の役員、従業員および乙の従業員以外の制作、演出、撮影等のすべての制作スタッフ（以下、「制作スタッフ」と総称する。）から異議が出ないよう、あらかじめ措置するものとする。

(二次使用)

- 第18条 本契約において「二次使用」とは、次の各号に掲げる番組等の使用以外の使用をいう。
- (1) NHKが自ら行うすべての放送（地上放送、衛星放送、国際放送）等
 - (2) NHKの放送番組の補完（NHKプラス、NHKオンデマンド、NHKワールドJAPANオンライン）
 - (3) NHKの広報、視聴者のNHKおよび甲の事業への理解促進等のための無償での利用（専ら受信料を財源として行うインターネット等の通信による提供およびライブラリー上映および国際放送の国内CATVへの提供等を含む。）

(番組等の二次使用のための権利処理等)

- 第19条 乙は、番組等の二次使用のために番組寄与者の権利処理や提供原盤の作成等が必要な場合において、甲からその遂行を依頼されたときには、誠意をもってこれに応じる。この場合の権利処理費および権利処理業務にかかる手数料は、甲と乙とが別途協議して定める。

(外部一部委託における受託者の特別報酬)

- 第20条 NHKは、番組等の著作権の二次使用によって権料収入を得た場合には、速やかに乙に通知のうえ、NHKが別途定める基準に基づき契約書に記載する配分率に従い、乙に権料収入の一定

割合を特別報酬として支払う。ただし、二次使用のうちCATVへの番組提供、海外配信、その他権料収入を生じない場合には、配分の対象としない。

2 乙は、前項に定める特別報酬を受領する権利を第三者に譲渡することができない。

(放送素材の自己使用)

第21条 乙は、放送素材を委託業務の所期目的を超えて自ら使用することはできない。ただし、甲が書面による事前の許諾をした場合はこの限りではない。

第6章 危機管理

(安全の確保)

第22条 乙は、自己の責任と負担で委託業務の遂行過程における安全対策について、制作スタッフの安全確保に十分に取り組むとともに、その徹底を図る。

(海外ロケ等に関する損害保険)

第23条 乙は、乙の従業員等または乙の再委託先（本条において以下、「乙ら」という。）が委託業務の遂行の一環として日本国外においてリサーチやロケ等の活動（以下、「海外ロケ等」という。）を行う場合には、乙らに対して当該海外ロケ等の遂行に際して適切な損害保険を付するものとし、当該費用は甲が負担する。ただし、乙らが独自に保険を付している場合および、甲が海外ロケ等に関して包括的な損害保険を付しており、当該保険が乙らの行う海外ロケ等に適用される場合は、この限りではない。

2 前項ただし書きに該当する場合において、取材先等に対して当該付保の事実を証する書面の提示が必要な場合には、甲は、乙らの求めにより、乙らに対して当該書面を交付する。

(天変地異や災害等への対処)

第24条 乙は、天変地異や災害、制作スタッフ・番組寄与者等の病気や事故、予定した取材先の取材拒否等により、委託業務の遂行に支障を来すと見込まれる場合、速やかに甲に連絡した上で、甲と協議し、委託業務の遂行に支障がないよう措置する。ただし、協議の結果、それ以降の委託業務の遂行が不可能と甲が判断した場合には、甲は委託業務を中止させまたは本契約を解除することができる。この場合、本契約解除以後の措置ならびに経費および損害の負担については、別途甲・乙協議して定めるものとする。

2 乙が前項の甲に対する連絡または措置を怠り、その後当該事情によって実際に番組に大きな変更を生じ、あるいは委託業務の遂行が不可能となった場合には、前項ただし書きの定めにかかわらず、本契約上、当該履行不能は乙の責めに帰すべき事情によるものとみなし、第27条第3項の定めに従い処理する。

第7章 損害賠償と契約の中止・解除等

(損害賠償)

第25条 甲および乙は、本契約（基本条項および基本条項の附則を含む。）に特に定めるほか、委託業務の遂行にあたって、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、相手方に対して被った損害の賠償を求めることができる。ただし、甲が費用を負担する保険を付した場合であって、その保険金が乙に支払われた場合には、甲は、その範囲において、責任を免れるものとする。

2 甲および乙は、委託業務の遂行にあたって、自らの不注意や、天変地異や災害、第三者の行為等、相手方の責めに帰すべき事由によらずに損害を被った場合には、本契約に別段の定めがある場合のほか、それぞれ損害を被った当事者が自ら負担しなければならない。

(第三者損害等)

第26条 乙は、委託業務の遂行にあたって、第三者の権利の侵害や物品の損壊、人体への傷害等により第三者との間に紛争が生じないように努め、万一紛争が生じた場合は、乙の責任と費用負担において処理し解決しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由に起因する場合は、甲の責任と費用負担においてこれを処理し解決する。

2 第12条第1項に定める乙が行う番組寄与者の権利の処理に関して、番組寄与者または第三者との間に異議または紛争が生じた場合には、乙の責任と費用負担において処理し解決しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由に起因する場合は、甲の責任と費用負担においてこれを処理し解決する。

3 乙が前2項の定めに従って、紛争等処理する場合、乙は、裁判上・裁判外を問わず、当該第三者と和解する場合には、事前に甲の承認を得なければならない。ただし、甲は、裁量によって、乙の費用により、前項に定める番組寄与者または第三者からの主張に対する防御を行い、解決を図ることを選択でき、この場合、乙は甲に対して最善の協力を行う。

4 本条の定めにかかわらず、第23条の定めに基づく損害保険等、甲の付した保険によって損害が填補される場合には、乙は、その範囲において、負担を免れることができる。

(甲の中止権・解除権)

第27条 甲は、委託業務の完了前であっても、甲の意思により、書面をもって委託業務を中止させ、または本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号の一にあたる場合において、乙に相当の期間を定めて書面にて催告したにもかかわらず、かかる違反が是正されない場合には、委託業務の完了前であっても、直ちに書面をもって委託業務を中止させ、または本契約を解除することができる。この場合、甲は、乙に被った損害の賠償を求めることができる。

(1) 乙が委託業務を開始すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき

(2) 委託業務の進行が著しく遅れ、納期までに、乙が委託業務を完了する見込がないと認められるとき

(3) 前各号のほか、乙が本契約に違反したとき

3 次の各号の一にあたる時は、甲は、委託業務の完了前であっても、何らの催告を要することなく直ちに、書面をもって委託業務を中止させ、または本契約を解除することができる。この場合、甲は、乙に被った損害の賠償を求めることができる。

- (1) 乙が甲の書面による同意を得ずに、無断で委託業務の全部または主たる部分を第三者に再委託したとき
- (2) 乙が秘密保持条項または個人情報取扱条項の定めに違反したとき
- (3) 乙または乙の役員もしくは従業員等が刑事犯罪等反社会的な行為を行う等、公共放送であるNHKの番組を制作することが相応しくないことが明らかであるとき
- (4) 乙が第14条第4項に定める番組の修正を行わなかった場合または再試写に合格しなかった場合
- (5) 番組等において事実として適示するものの中に、虚構や真実でない事柄が含まれたとき（ただし、それが甲の責めに帰すべき事由による場合を除く。）
- (6) 乙が、第6条第1項第2号に定める甲が行う調査等に協力しないとき
- (7) 乙が差押・仮差押・仮処分その他強制執行を受けたとき、または民事再生・会社更生・破産の申し立てを受けたとき、もしくは自ら申し立てたとき
- (8) 乙が営業の停止、変更または解散の決議をしたとき
- (9) 乙が監督官庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき
- (10) 乙が自ら振出しまたは引き受けた手形もしくは小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき、または支払不能の状態に陥ったとき
- (11) 前各号のほか、乙の経営上の重要な変更（重要な事業の譲渡・廃止、合併、会社分割、株式交換等の組織再編行為、主要株主の変更を含む。）、または、乙の資産、信用もしくは事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく委託業務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき

（暴力団等排除）

第28条 甲は、乙、乙の役員もしくは従業員等または乙の再委託先において次の各号の一にあたることが判明したときは、何らの催告を要することなく直ちに、本契約を解除することができる。この場合、甲は、乙に被った損害の賠償を求めることができる。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団その他これらに準じるもの、またはこれらの者と密接な関わりを持つ者であることが判明したとき
- (2) 自ら、または第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為その他これに準じる行為を行ったとき

（乙の中止権・解除権）

第29条 乙は、甲が次の各号の一にあたる場合において、甲に相当の期間を定めて書面にて催告したにもかかわらず、かかる違反が是正されない場合には、委託業務の完了前であっても、直ちに書面をもって委託業務を中止させ、または本契約を解除することができる。この場合、乙は、甲に被った損害の賠償を求めることができる。

- (1) 甲の責めに帰すべき事由により委託業務の遂行が著しく遅延したとき
- (2) 前号のほか、甲が本契約に違反したとき

2 次の各号の一にあたる時は、乙は、委託業務の完了前であっても、何らの催告を要することなく直ちに、書面をもって委託業務を中止させ、または本契約を解除することができる。この場合、乙は、甲に被った損害の賠償を求めることができる。

- (1) 甲が秘密保持条項または個人情報取扱条項の定めに違反したとき
- (2) 甲が差押・仮差押・仮処分その他強制執行を受けたとき、または民事再生・会社更生・破産の申し立てを受けたとき、もしくは自ら申し立てたとき
- (3) 甲が営業の停止、変更または解散の決議をしたとき
- (4) 甲が監督官庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき
- (5) 甲が自ら振出しまたは引き受けた手形もしくは小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき、または支払不能の状態に陥ったとき
- (6) 前各号のほか、甲の資産、信用または事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき

(解除に伴う措置)

第30条 本契約が第27条ないし第29条によって解除された場合、甲は、解除までに乙が履行した委託業務の履行割合や成果等に応じた委託費を精算するものとし、精算の結果金員の過払があるときは、乙は、解除が第27条第2項、同条第3項または第28条によるときにあっては、過払額について、その支払いをうけた日から年3%の割合による利息を付した額を、解除が第27条第1項または第29条によるときにあっては、その過払額を甲に返還する。なお、本契約が第27条第1項または第29条により解除された場合、甲は、乙の未履行分の委託業務に対応する委託費を支払う義務を負わない一方、解除までに乙が委託業務の遂行に要した通常経費および中止によって乙に発生する費用等の負担および損害の賠償については、乙による委託業務の履行割合や成果等に加えて、解除に至る経緯、予告期間等も勘案の上、別途甲・乙協議して定める。

2 甲が前項に定める委託費を支払ったときは、乙の委託業務にかかる成果物に関するすべての権利を取得するものとする（著作権についても、第17条第2項の定めに従い処理されるものとする）。

3 本契約を解除したときは、必要に応じて甲・乙協議し、当事者に属する物件について期間を定めてその引取・あと片づけ等の処置を行う。

4 前項の処置が遅れているとき、催告しても、正当な理由がなくお処置が行われない場合は、相手方は、代わってこれを行い、その費用を請求することができる。

第8章 秘密保持と情報管理

(秘密保持等)

第31条 甲および乙が相互に遵守すべき業務上の秘密情報の取扱い等については、秘密情報の定義も含め、基本条項の附則である「番組制作業務委託秘密保持条項」（基本条項において、「秘密保持条項」という。）による。

(個人情報保護)

第32条 甲および乙が相互に遵守すべき個人情報の取扱い等については、個人情報の定義も含め、基本条項の附則である「番組制作業務委託個人情報取扱条項」(基本条項において、「個人情報取扱条項」という。)による。

(情報セキュリティ)

第33条 甲および乙は、前2条の目的を達成するため、以下の各号に定める事項を遵守するよう努める。

- (1) 委託業務に使用するパソコン等にアクセスできる者を、物理的な隔離やパスワード認証等の方法により適切に制限すること
- (2) 委託業務に使用するパソコン等をネットワークに接続する場合は、コンピューターウイルス等の感染を防止する適切な措置を講じると共に、ファイル交換ソフト等の情報流出の危険性を高めるソフトの使用を禁止すること
- (3) 委託業務に使用するパソコン、ハードディスクその他の記録媒体を廃棄する際には、第三者がデータを読みとることができないよう適切な手段を講じること
- (4) 委託業務に関する情報が記載された紙媒体の保管については業務に必要な無い者がアクセスできないよう必要な措置を講じ、廃棄の際には裁断または溶解等の方法によること
- (5) その他、その時点における社会通念上、情報セキュリティとして期待される一切の事項

(インサイダー取引等の禁止)

第34条 前3条のほか、甲および乙は、委託業務の遂行の過程で入手した情報を、インサイダー取引その他、委託業務以外の用途に不正に使用してはならない。

第9章 一般条項

(通知・報告)

第35条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは速やかに甲に通知しなければならない。

- (1) 委託業務を履行できないおそれが生じた場合
- (2) 本契約に違反するおそれが生じた場合
- (3) 重要な事業の譲渡・廃止、合併、会社分割、株式交換等の組織再編行為、主要株主の変更その他経営上の重要な変更
- (4) 代表者、商号、本店所在地の変更
- (5) その他、取引を継続する上で重要とみなされる事項

2 甲は、乙において前項の事由が生じたときは、乙に対し報告を求め、かつ、合理的に必要と認められる措置を講じるよう求めることができる。

(番組広報・宣伝への協力)

第36条 乙は、甲の求めがあった場合、番組の広報・宣伝に必要な資料・素材を甲に提供するものとする。

2 乙は、甲による番組の広報・宣伝活動に可能なかぎり協力するものとする。

(BPOへの調査協力)

第37条 放送倫理・番組向上機構(BPO)が、番組について調査を行う際には、甲および乙は協力して、必要な調査に応じるものとする。調査の受け入れ方法その他必要と思われる事項については、甲・乙協議して定める。

2 甲および乙は、制作スタッフに対し、前項の規定を周知徹底し、承諾させるものとする。

(信頼関係の保持)

第38条 甲および乙は、本契約の履行は誠実を旨として行い、相手方の社会的な評価または信用を毀損する行為またはそのおそれのある行為を行わない。

(裁判管轄)

第39条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第40条 本契約の履行にあたり疑義が生じた場合または本契約に定めのない事項が生じた場合は、そのつど甲・乙協議のうえ、誠意をもって解決する。

2 前項の協議による取り決めまたは本契約の内容の修正もしくは変更については、文書によって明確にすることとし、文書によらないものはこれを無効とする。

(残存条項)

第41条 本契約がいかなる事由により終了した場合においても、第5条、第17条、第21条、第25条、第26条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第39条、第40条、第41条の規定は、引き続きその効力を有する。

3 放送番組制作業務委託基本条項（外部制作）

放送番組制作業務委託基本条項（外部制作）

改定 2022年4月1日

第1章 総則

（委託契約）

第1条 委託者と受託者（以下、委託者を「甲」、受託者を「乙」といい、甲および乙を「当事者」と総称する。）とは、おのおの対等な立場において、日本国の法令を遵守して、互いに協力し、信義を守り、契約書（仕様書その他の添付書面を含む。以下同じ。）およびこの放送番組制作業務委託基本条項（外部制作）（以下、「基本条項」という。）に基づいて、誠実に本契約（契約書および基本条項を内容とする業務委託契約をいい、その内容を変更した場合を含む。以下同じ。）を履行する。

2 乙は、本契約に基づいて、甲乙共同の制作統括の下に制作され、日本放送協会（以下、「NHK」という。）が放送する予定の放送番組（以下、「番組」という。）の制作業務（以下、「委託業務」という。）を完了し、甲は、その対価（本契約に定める業務完了の対価のみならず著作権等の使用許諾、取得等の対価を含む。以下、「委託費」という。）を支払う。

（委託業務の区分）

第2条 委託業務の区分およびその定義ならびに業務遂行方法については、次のとおりとする。

委託区分名称		
放送番組制作 業務委託(外部 制作)	定義	乙が企画提案しNHKが採択した上で、甲乙共同の制作統括の下に制作される番組につき、その制作業務を委託するもの
	業務遂行方法	乙は、乙の制作統括担当者（原則として業務責任者（第7条第1項に定めるものをいう。以下同じ。）を兼ねる）を選任し、当該制作統括担当者は、甲の制作統括担当者と共に、委託業務の遂行に必要な事項の検討や委託遂行に必要な事項を実現するための具体的手段等の発案等を行い、これに基づき、自己の管理下にある乙の従業員等（従業員以外の形態で乙の業務に従事する者を含む。以下同様とする。）を指揮し、もって委託業務を遂行するものとする。

（甲によるNHKの義務履行の保証等）

第3条 甲がNHKである場合、基本条項中に定められたNHKの権利義務は甲に帰属し、また、甲からNHKへの権利や義務の承継等に関して定めた規定（第14条第6項、第15条第2項、第19条第1項ただし書きおよび第23条第3項）はこれを適用しないものとする。

2 甲がNHKの関連団体である場合、甲は、乙に対し、この基本条項において定められたNHKの乙に対する義務につき、NHKがこれらを全て誠実に履行することを保証し、NHKがこの基本条項において定められたNHKの乙に対する義務を履行せず、あるいはこれに違反したときは、乙に対して、NHKの義務違反により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

(再委託)

第4条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得なければ、委託業務の全部またはその主たる部分を第三者に再委託することはできない。ただし、甲は、正当な理由が無い限り、承諾の求めを拒否できないものとする。

2 乙が委託業務の全部または一部を第三者に再委託した場合、乙は、本契約の受託者として、甲に対し、委託業務の遂行過程および結果に対し全責任を持つものとする。

3 乙は、甲に対する本契約上の義務を履行するため、再委託する第三者ならびにその役員および従業員等（以下、「再委託先」と総称する。）に対しても本契約上のすべての義務を遵守させ、再委託先の行為についてすべての責任を負うものとする。なお、乙は再委託先に対し、制作基準等（第6条）の周知徹底等必要な措置を講ずるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 甲および乙は、別段の定めがない限り、相手方の書面による事前の承諾なしに、本契約に基づく権利（ただし、番組等の著作権は含まない。）または義務の全部または一部を第三者に譲渡もしくは承継させ、または、担保の目的に供してはならない。

第2章 委託業務の遂行

(制作基準等)

第6条 乙は、NHKの公平公正の立場を尊重し、「日本放送協会国内番組基準」「日本放送協会国際番組基準」「NHK放送ガイドライン」の他、次に定める甲の制作方針等（基本条項中では「制作基準等」と総称する。）を遵守しつつ、自らの業務処理計画を立案し、従業員等を適正に配置し、独立の事業者として、委託業務を遂行する。

(1) 番組の企画・制作意図を実現し、NHKの放送番組として求められる品質、内容水準を満たすために、委託業務の遂行に必要な事項について甲と密接に連絡をとり、それに従って制作を実施する。

(2) 甲および乙は、番組の取材や制作のあらゆる段階で、番組等において事実として摘示するものの中に、虚構や真実でない事柄が含まれていないか相互に確認するものとする。乙は、番組等にこれが含まれ、またはそのおそれがある場合には、直ちに甲に連絡し、事情説明、被害増大の阻止のために、甲が行う必要な調査等に協力するものとする。

(3) 番組の企画、アイデア等を甲の書面による事前の承諾なしに、本契約締結日以降、自ら利用して番組等を制作し、または第三者に開示、漏洩しもしくは利用させてはならない。

(4) 委託業務の遂行にあたり必要な官公庁、企業、団体、個人等の許可・承諾等については、事前に乙の責任と負担で取得する。ただし、NHKまたは甲の名称の使用を必要とするときは、

事前に甲と協議し、その承諾のもとで行う。

- (5) 番組出演者等が、公序良俗に反する行為その他によりNHKの名誉を傷つけもしくは信用を損なうと認められる場合または公職選挙法上の立候補者となる場合等、社会通念上NHKの番組出演者としてふさわしくない事情が生じた場合は、当該出演者等の取扱いおよび委託業務の遂行に関する以後の措置について、甲・乙誠意をもって協議のうえ、甲の判断に基づき乙が措置する。

(業務責任者)

第7条 乙は、委託業務の遂行に関し、乙を代理して乙の従業員等を直接指揮命令する者（以下、「業務責任者」という。）を1人以上選任し、以下の任にあたらせるものとする。

- (1) 従業員等の担当業務の割り振りの決定およびその変更
- (2) 従業員等の労務管理および業務遂行上の指揮命令
- (3) 委託業務の遂行に関する甲との連絡および調整
- (4) 緊急事態発生時または追加的注文事項発生時の対応
- (5) 従業員等の安全衛生管理および災害事故等の防止
- (6) 従業員等の規律秩序の維持および秘密保持義務等本契約に定める乙の義務の遵守のための管理

2 乙が委託業務の全部または一部を第三者に再委託する場合、乙の業務責任者は、再委託先の業務内容や業務遂行状況について、適切な管理を行うものとする。

3 乙は、委託業務の開始に先立ち、業務責任者の氏名を契約書に定めるものとする。乙が業務責任者を変更した場合は、直ちに書面をもって甲に通知するものとする

(関連番組の調整)

第8条 甲は、乙以外の第三者が制作する番組が、乙が委託業務を受託している番組と一連のシリーズを構成する等密接な関連を有する場合において、必要があるときは、それらの制作につき、調整を行うものとする。この場合において、乙は、甲の調整に従い、当該第三者の番組制作が円滑に進捗し、完成するよう協力しなければならない。

(施設および機器等の使用)

第9条 乙は、委託業務の遂行にあたり、必要に応じて、甲の承諾を得て、甲が保有しまたは使用権限を有する施設、設備、機器等（以下、「施設等」という。）を使用することができる。

2 前項の施設等の使用にあたって、乙は、甲の指示に従い、善良な管理者としての注意義務をもって保管および使用し、使用後は直ちに甲へ返還する。

3 本条第1項の施設等の使用の可否、使用できる施設等の範囲、使用料、支払方法、破損・紛失の場合の措置等については、別途甲・乙で協議して定める。

(記録媒体の提供)

第10条 乙は、甲から委託業務の遂行に必要な記録媒体（VTRテープ、ハードディスク、DVD等）の提供を受けることができる。

2 乙は、甲から記録媒体の提供を受けた場合には、委託業務の完了後、甲の指示に従い速やかに

その記録媒体を返還する。また、放送素材（第19条第1項）を含む記録内容としての著作物の管理については、第25条の規定による。

- 3 記録媒体の貸与は無償とする。ただし、甲乙の協議によりこれと異なった定めをすることができる。
- 4 記録媒体の貸与期間中に、乙が記録媒体を破損・紛失した場合は、乙が実費で弁償する。

（甲の立ち会い）

第11条 甲は、必要に応じて、乙の制作場所に立ち会い、委託業務の遂行状況の報告を求め、本契約に基づき必要な指示を乙に対して行うことができる。ただし、甲は、乙の委託業務の遂行を不当に遅滞させてはならない。

（番組寄与者の権利処理等）

第12条 乙は、番組の出演者等、番組の制作過程において番組に関して何らかの権利が生じる者（第19条第4項に規定する制作スタッフを除く。以下、「番組寄与者」と総称する。）に対する、番組の制作およびNHKの放送等の使用に必要な権利の許諾取得、その対価の支払い等の事務処理（以下、「権利処理」と総称する。）を、契約書記載の範囲内で、乙の責任と費用負担で行う。ただし、次の各号に定める権利処理についてはこの限りでない。

（1） NHKが包括契約（包括的に許諾を得て包括的に使用料等を支払う契約をいう。以下同じ。）を締結している著作権等管理事業者が管理している音楽著作物および商業用レコードに関する権利処理（ただし、包括許諾の範囲内に限るものとし、その範囲については乙が甲に確認する。）

（2） 契約書において、甲またはNHKが行うことが明記されている権利処理

- 2 甲は、委託業務の遂行期間中にNHKが新たな包括契約を締結し、または従前の包括契約の内容を変更した場合には、速やかに乙に周知する。この場合、前項ただし書き第1号に関しては、当該包括契約が有効となった時点以降に完了する委託業務にかかる権利処理については、乙は新たな包括契約の内容に従うものとする。
- 3 乙は、番組のうち本契約に基づき業務委託されている部分にかかわる音楽著作物に関する「音楽使用曲目報告書」（NHK所定の電子ファイルによるものとし、これによることができない場合は甲の指示に従う。）を、委託業務の完了と併せて甲に提出する。
- 4 乙は、番組寄与者に対し、番組のうち本契約に基づき業務委託されている部分の活用に関する事前承諾のための交渉を行い、承諾内容を記載した承諾書の取得に努める。また、番組寄与者の承諾、不承諾等の状況およびコーディネーター等の連絡先を「権利記録報告書」（NHK所定の電子ファイルによるものとし、これによることができない場合は甲の指示に従う。）に記録し、委託業務の完了と併せて甲に提出する。なお、本条第1項の権利処理の範囲を超えてNHKが番組を使用する場合、その権利処理は具体事例ごとに別途NHKまたはNHKの指定する者が行うものとし、乙が本項に基づく事前承諾のための交渉を行うに際しては、その旨を交渉相手である番組寄与者に遺漏なく伝達するものとする。
- 5 乙は、番組寄与者の権利処理が契約書に定めるとおりにできないことが判明した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。その場合の対応その他の詳細は甲・乙別途協議する。

- 6 乙が番組のテーマ音楽・劇伴奏音楽・主題歌等の作詞・作曲を第三者に委嘱する場合、乙は事前に当該音楽著作物の著作権管理に関して甲と協議する。また、当該音楽著作物の音源制作を第三者に委ねる場合または第三者から音源制作参加の意向があった場合は、乙は速やかに甲と協議して対応する。
- 7 乙は、「音楽使用曲目報告書」および「権利記録報告書」については、常に最新版を使用する。甲は、委託業務の遂行期間中にこれらの様式が更新された場合には速やかに乙に周知する。

(委託業務完了前の委託業務内容の変更)

- 第13条 甲または乙が、委託業務の完了前に、契約書に定める委託業務の内容の変更（番組の趣旨や基本的な構成の変更に伴う委託業務の内容の変更をいい、いわゆる番組のマイナーチェンジに伴う変更はこれに含まない。）を希望する場合、相手方にその旨を告げ、その可否および具体的な変更内容等について、甲・乙協議して決める。双方がこの変更合意する場合、乙は変更後の予算書を作成して甲に提出し、甲は当該予算書の合理性を審査するものとする。そのうえで、甲・乙は協議して契約書に定める委託費を合理性のある金額に変更する。
- 2 甲は、乙による委託業務の遂行過程において、このままの方向で制作を続けたのでは、番組の企画・制作意図を実現し、NHKの放送番組として求められる品質、内容水準を満たすことが不可能となると判断した場合、乙に対しその理由を告げた上で必要な改善措置を求めることができる。乙はこれに従うものとし、その方法、態様、および費用負担等については、甲・乙別途協議して定める。この場合、費用負担については、改善措置が必要となった主たる原因が乙にある場合には、乙の負担によることを、それ以外の場合には甲の負担によることを原則とする。

第3章 委託業務の完了

(委託業務の完了)

- 第14条 乙は、番組が生放送番組である場合を除き、契約書に従い、契約書記載の納入期日までに番組（ただし、ここでは番組のうち実際に業務委託されている部分をいう。本条において以下同じ。）を甲へ納入する。
- 2 前項の納入にあたっては、番組について記録された記録媒体（いわゆるクリーンを含む。）その他契約書記載の納入物を提出するものとする。なお、この際、甲は、予め契約書に記載しておくことにより、甲の費用負担により、放送素材（第19条第1項）のコピーの提出を同時に求めることができる。
- 3 甲および乙は、番組の納入後、速やかに、番組の納入後試写を行う。納入後試写は、番組が、企画・制作意図を実現し、NHKの放送番組として求められる品質、内容水準を満たすものとなっているか否か、その他本契約に定められた諸条件を満たしているか否かを、甲と乙の間で最終的に確認するために行うものとし、納入後試写の合格または次項の再試写の合格をもって、委託業務の完了とする。なお、この合否判定は甲が行う。
- 4 番組が、前項の納入後試写に合格しなかった場合は、乙は、甲の指示に従い、甲が別途指定する期日までに、これを修正し再試写を受ける。なお、この修正のために乙の出費が伴うときは、甲・乙は誠実に協議し取扱いを決定する。ただし、内容修正・変更する必要が生じた主たる要因

が乙側にある場合は、乙の負担によることを、そうでない場合は甲の負担によることを基本とする。

- 5 番組が、前項の再試写に合格しなかった場合、甲は、乙に対し、前項に準じて、番組の再修正を請求することができ、以降も同様とする。
- 6 乙は、NHKが甲と共に、または甲に代わって本条の試写（前2項の再試写を含む。以下本条において同様とする。）および合否判定を行うことがあることについて予め了承する。
- 7 乙が第4項に定める再試写に合格しなかった場合、甲は、その不適合の程度に応じて委託費の減額を請求することができる。
- 8 本条の試写合格後に、番組について、本条の試写では直ちに発見できない種類または品質に関する契約不適合が判明した場合、甲は、その契約不適合を知ってから1年以内にその旨を通知したときに限り、前4項の定めに従い、修正、委託費の減額等の請求をすることができるものとする。
- 9 本条の規定は、甲による損害賠償請求および解除権の行使を妨げない。

（生放送番組に関する委託業務の完了）

第15条 前条にかかわらず、番組が生放送番組の場合には、甲が放送時間のあいだ乙の委託業務の遂行に立ち会い、委託業務の遂行と同時並行して確認を行い、スタジオ送出（番組を電波に変換してNHKの副調整室の送出装置から送出すること）または制作現場送出（番組を電波に変換して中継車の送出装置から送出すること）によって、委託業務の完了とする。

- 2 乙は、NHKが甲と共に、または甲に代わって前項の確認等を行うことがあることについて予め了承する。

（委託業務完了後の改編）

第16条 甲あるいはNHKは、委託業務の完了後、乙の了解のうえ、番組の制作意図・内容を著しく損なわない範囲で、番組の改変、切除等の改編をすることができる。

- 2 前項の場合において、NHKの番組編成上の必要に基づく番組の放送時間の増減調整を目的とする改編は、それが一般的に微調整といいうるものである限り、前項の改編および第39条のバージョニングのいずれにも含まず、甲あるいはNHKは自ら、乙の了解を得ずに実施することができる。

- 3 本条によって改編した番組の放送は、一次使用（第20条第1項）とする。

第4章 委託費

（委託費）

第17条 第14条または第15条の定めるところに従い委託業務が完了したときは、甲は、乙に対し、契約書に定める委託費を、契約書に定める支払日および支払方法にて、契約書に定める銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、乙は、甲が契約書に定める委託費を契約書に定める日までに支払うことができるように適時に請求書を甲に送付するものとし、また、振込み手数料は甲の負担とする。

2 前項に定める委託費には次のものが含まれる。

(1) 委託業務の完了に対する対価

(2) NHKによる番組の一次使用(第20条第1項)の対価(ただし、同項第1号のNHKが自ら行う放送(ただし、スーパーハイビジョン(4K/8K)放送および在外邦人向け国際放送は除く。))については、NHKの放送波による初回放送の日から起算して2年間に初回放送を含めて6回の範囲で行う放送に対する対価とし、これを超える放送を行う場合には別途対価の支払いを要するものとする。なお、ここでの6回の回数の算定に当たっては、初回放送の日から連続する7日間の間に複数回放送が行われた場合、併せて1回の放送と数えるものとする。また、当該期間が経過した後も、外国人向け国際放送において、各地の時差に対応するために一両日のうちに複数回放送が行われたものは、併せて1回の放送と数えるものとする。)

3 前項第2号かつ書きに定める期間および回数については、契約書でこれと異なる定めをすることができる。

(委託費の前払い)

第18条 甲は、乙に対し、委託費の前払金として、契約書に定める支払額(前条に定める委託費の30%を基本とする。)を、甲が乙の請求書を受領した後速やかに、契約書に定める銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、乙は適時に請求書を甲に送付するものとし、また、振込み手数料は甲の負担とする。

2 前項の定めにかかわらず、乙は、委託費の全額を委託業務の完了後に一括して受領することを希望する場合には、予めその旨を契約書に記載し、委託費の一部を前払金として受領することを辞退することができる。

第5章 番組等の著作権

(番組等の著作権の帰属等)

第19条 番組および委託業務の遂行の過程で生じた映像、音声、その他のあらゆる素材(番組に使用されたものおよび使用されなかったものの双方を含む。以下、「放送素材」と総称する。また、番組と放送素材を「番組等」と総称する。)の著作権(著作権法第27条および第28条の権利を含む。以下同様とする。)は、甲と乙に共同して帰属する。ただし、乙は、番組等の著作権のうち甲の持分が、甲とNHKとの間の契約に基づき、甲が著作権を取得すると同時に甲からNHKに譲渡されることを予め承諾する。

2 前項ただし書きに基づき番組等の著作権のうち甲の持分を取得したNHKおよび乙は、番組等の著作権のうち自己の持分の全部または一部を、相手方の文書による承諾なしに、第三者に譲渡もしくは承継させ、または、担保の目的に供してはならない。

3 本契約が委託業務の完了前に解除されたときは、放送素材および制作中の番組についても本条第1項と同様とする。

4 乙は、乙の役員、従業員および乙の従業員以外の制作、演出、撮影等のすべての制作スタッフ(以下、「制作スタッフ」と総称する。)について、前各項の定めに支障がないよう、ならびに第

16条および第40条にそれぞれ定める改編およびクレジット表示を行うことができるようあらかじめ同意を得、または必要な措置を行う。

(一次使用と二次使用)

第20条 本契約において「一次使用」とは、次の各号に掲げる番組の使用をいう。

- (1) NHKが自ら行うすべての放送(地上放送、衛星放送、国際放送)等
- (2) NHKの放送番組の補完(NHKプラス、NHKオンデマンド、NHKワールドJAPANオンライン)
- (3) NHKの広報、視聴者のNHKおよび甲の事業への理解促進等のための無償での利用(専ら受信料を財源として行うインターネット等の通信による提供およびライブラリー上映および国際放送の国内CATVへの提供等を含む。また本号については放送素材の使用を含む。)

2 本契約において「二次使用」とは、前項各号に定める以外の番組等の使用をいう。

(NHKによる番組の一次使用の同意)

第21条 乙は、NHKが番組を一次使用することに同意する。

- 2 NHKが第17条第2項第2号に定める範囲を超えて番組を一次使用する場合には、NHKは乙に対して適正な使用料を支払わなくてはならない。

(番組等の二次使用のための権利処理等)

第22条 乙は、番組等の二次使用のために番組寄与者の権利処理や提供原盤の作成等が必要な場合において、甲からその遂行を依頼されたときには、誠意をもってこれに応じる。この場合の権利処理費および権利処理業務にかかる手数料は、甲と乙とが別途協議して定める。

(番組等の著作権の代表行使者)

第23条 乙は、(甲がNHKの関連団体である場合には番組等の著作権のうち甲の持分が甲とNHKとの間の契約に基づき甲からNHKに譲渡されることを前提に、) 番組等の著作権を代表して行使する者(以下、「代表行使者」という。)をNHKとすることに同意する。なお、NHKが代表行使者となる期間は、番組の初回放送日から3年間とし、期間終了後は当該権利行使形態および期間について、乙およびNHKが協議して取扱いを決定する。この場合、期間満了の1ヶ月前の時点までに、乙およびNHK双方から協議の意思表示がないときには、期間を3年間として更新する合意があるものとみなし、以降も同様とする。

- 2 乙は、前項に基づき代表行使者となったNHKが、二次使用を拡大するために、第三者との交渉の仲介や権料の収納等の業務を行う担当者(窓口担当者)として、乙またはNHKの関連団体を指定することについて予め同意する。
- 3 前項において、甲がNHKの関連団体である場合には、乙は、代表行使者となったNHKが、自らの判断で甲を窓口担当者としうることに予め同意する。
- 4 乙は、前3項の定めにかかわらず、代表行使者の承諾を得た上で、自ら番組を二次使用し、または、乙の名前で番組を番組コンクール等に出品することができる。この場合、その条件等についても代表行使者と事前に協議しなければならない。

(番組等の権料収入の配分)

第24条 NHKは、番組等の著作権の二次使用によって権料収入を得た場合には、速やかに乙に通知のうえ、NHKが別途定める基準に基づき契約書に記載する配分率に従い、乙に権料収入の一定割合を著作権共有者に対する権料の配分として支払う。ただし、二次使用のうちCATVへの番組提供、海外配信、その他権料収入を生じない場合には、配分の対象としない。

(放送素材の自己使用)

第25条 第19条第1項ただし書きに基づき番組等の著作権のうち甲の持分を取得したNHKおよび乙は、第35条(秘密保持等)、第36条(個人情報の保護)及び第6条に定める制作基準等に従わない場合に限り、NHKによる初回放送以後は、双方に著作権が帰属する放送素材について、第23条にかかわらず、相手方に事前に連絡をし、使用方法について説明し、同意を得た上で、無償で自己使用することができる。それぞれ自己使用にあたっては、次項から第5項の定めに従うものとし、当該自己使用に必要な権利処理は、第12条(番組寄与者の権利処理等)にかかわらず、それぞれの責任と費用負担において行わなければならない。

2 NHKは、初回放送後、放送素材を第20条に定める一次使用の範囲で使用するすることができる。

3 乙は、NHKによる初回放送後、放送素材の一部(おおむね1分程度で静止画を含む)を、乙の放送番組の制作実績を紹介する目的で、乙の管理するウェブサイトに掲載することができる。

4 乙は、第17条の委託費の対価に含まれる範囲に定める、NHKによる放送の期間または回数を終了した後は、放送素材を、乙が制作する放送番組等(映画等の映像作品を含む)において使用することができる。ただし、乙は、放送素材を使用して次に掲げる行為をしてはならない。また、乙は、当該放送番組等の自らまたは第三者による上映、公衆送信などの利用形態、有償無償の別、利用する地域等について、NHKへの事前の連絡の際にその詳細を伝えなければならない。

(1) 放送素材を主な素材とした、新たな放送番組等の制作

(2) 視聴者がNHKの番組と誤認する可能性があるなど、NHKの番組に酷似した内容の放送番組等の制作

(3) 放送素材をデータベース化したり、販売したりすること、および第三者に使用させたり、頒布すること

(4) NHKまたは第三者の著作権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

(5) NHKが特定の企業・商品・サービスの宣伝している印象を与えたり、NHKを誹謗中傷する目的のために使用したりするなど、NHKの社会的評価・信用を損なう、またはそのおそれのある行為

(6) その他の公序良俗に反する行為、違法行為、またはそのおそれのある行為

(7) 裁判手続等での使用

5 甲および乙は、相手方が第1項から前項に基づき放送素材を使用する場合、著作者人格権を行使しない。

第6章 危機管理

(安全の確保)

第26条 乙は、自己の責任と負担で委託業務の遂行過程における安全対策について、制作スタッフの安全確保に十分に取り組むとともに、その徹底を図る。

(海外ロケに関する損害保険)

第27条 乙は、乙の従業員等または乙の再委託先（本条において以下、「乙ら」という。）が委託業務の遂行の一環として日本国外においてリサーチやロケ等の活動（以下、「海外ロケ等」という。）を行う場合には、乙らに対して当該海外ロケ等の遂行に際して適切な損害保険を付するものとし、当該費用は甲が負担する。ただし、乙らが独自に保険を付している場合および、甲が海外ロケ等に関して包括的な損害保険を付しており、当該保険が乙らの行う海外ロケ等に適用される場合は、この限りではない。

2 前項ただし書きに該当する場合において、取材先等に対して当該付保の事実を証する書面の提示が必要な場合には、甲は、乙らの求めにより、乙らに対して当該書面を交付する。

(天変地異や災害等への対処)

第28条 乙は、天変地異や災害、制作スタッフ・番組寄与者等の病気や事故、予定した取材先の取材拒否等により、委託業務の遂行に支障を来すと見込まれる場合、速やかに甲に連絡した上で、甲と協議し、委託業務の遂行に支障がないよう措置する。ただし、協議の結果、それ以降の委託業務の遂行が不可能と甲が判断した場合には、甲は委託業務を中止させまたは本契約を解除することができる。この場合、本契約解除以後の措置ならびに経費および損害の負担については、別途甲・乙協議して定めるものとする。

2 乙が前項の甲に対する連絡または措置を怠り、その後当該事情によって実際に番組に大きな変更を生じ、あるいは委託業務の遂行が不可能となった場合には、前項ただし書きの定めにかかわらず、本契約上、当該履行不能は乙の責めに帰すべき事情によるものとみなし、第31条第3項の定めに従い処理する。

第7章 損害賠償と契約の中止・解除等

(損害賠償)

第29条 甲および乙は、本契約（基本条項および基本条項の附則を含む。）に特に定めるほか、委託業務の遂行にあたって、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、相手方に対して被った損害の賠償を求めることができる。ただし、甲が費用を負担する保険を付した場合であって、その保険金が乙に支払われた場合には、甲は、その範囲において、責任を免れるものとする。

2 甲および乙は、委託業務の遂行にあたって、自らの不注意や、天変地異や災害、第三者の行為等、相手方の責めに帰すべき事由によらずに損害を被った場合には、本契約に別段の定めがある場合のほか、それぞれ損害を被った当事者が自ら負担しなければならない。

(第三者損害等)

第30条 乙は、委託業務の遂行にあたって、第三者の権利の侵害や物品の損壊、人体への傷害等により第三者との間に紛争が生じないように努め、万一紛争が生じた場合は、乙の責任と費用負担において処理し解決しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由に起因する場合は、甲の責任と費用負担においてこれを処理し解決する。

2 第12条第1項および第25条第1項ただし書に定める乙が行う番組寄与者の権利の処理に関して、番組寄与者または第三者との間に異議または紛争が生じた場合には、乙の責任と費用負担において処理し解決しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由に起因する場合は、甲の責任と費用負担においてこれを処理し解決する。

3 乙が前2項の定めに従って、紛争等処理する場合、乙は、裁判上・裁判外を問わず、当該第三者と和解する場合には、事前に甲の承認を得なければならない。ただし、甲は、裁量によって、乙の費用により、前項に定める番組寄与者または第三者からの主張に対する防御を行い、解決を図ることを選択でき、この場合、乙は甲に対して最善の協力を行う。

4 本条の定めにかかわらず、第27条の定めに基づく損害保険等、甲の付した保険によって損害が填補される場合には、乙は、その範囲において、負担を免れることができる。

(甲の中止権・解除権)

第31条 甲は、委託業務の完了前であっても、甲の意思により、書面をもって委託業務を中止させ、または本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号の一にあたる場合において、乙に相当の期間を定めて書面にて催告したにもかかわらず、かかる違反が是正されない場合には、委託業務の完了前であっても、直ちに書面をもって委託業務を中止させ、または本契約を解除することができる。この場合、甲は、乙に被った損害の賠償を求めることができる。

(1) 乙が委託業務を開始すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき

(2) 委託業務の進行が著しく遅れ、納期までに、乙が委託業務を完了する見込がないと認められるとき

(3) 前各号のほか、乙が本契約に違反したとき

3 次の各号の一にあたるときは、甲は、委託業務の完了前であっても、何らの催告を要することなく直ちに、書面をもって委託業務を中止させ、または本契約を解除することができる。この場合、甲は、乙に被った損害の賠償を求めることができる。

(1) 乙が甲の書面による同意を得ずに、無断で委託業務の全部または主たる部分を第三者に再委託したとき

(2) 乙が秘密保持条項または個人情報取扱条項の定め違反したとき

(3) 乙または乙の役員もしくは従業員が刑事犯罪等反社会的な行為を行う等、公共放送であるNHKの番組を制作することが相応しくないことが明らかであるとき

(4) 乙が第14条第4項に定める番組の修正を行わなかった場合または再試写に合格しなかった場合

(5) 番組等において事実として適示するものの中に、虚構や真実でない事柄が含まれたとき(ただし、それが甲の責めに帰すべき事由による場合を除く。)

- (6) 乙が、第6条第1項第2号に定める甲が行う調査等に協力しないとき
- (7) 乙が差押・仮差押・仮処分その他強制執行を受けたとき、または民事再生・会社更生・破産の申し立てを受けたとき、もしくは自ら申し立てたとき
- (8) 乙が営業の停止、変更または解散の決議をしたとき
- (9) 乙が監督官庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき
- (10) 乙が自ら振出しまたは引き受けた手形もしくは小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき、または支払不能の状態に陥ったとき
- (11) 前各号のほか、乙の経営上の重要な変更（重要な事業の譲渡・廃止、合併、会社分割、株式交換等の組織再編行為、主要株主の変更を含む。）、または、乙の資産、信用もしくは事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく委託業務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき

（暴力団等排除）

第32条 甲は、乙、乙の役員もしくは従業員等または乙の再委託先において次の各号の一にあたることが判明したときは、何らの催告を要することなく直ちに、本契約を解除することができる。この場合、甲は、乙に被った損害の賠償を求めることができる。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団その他これらに準じるもの、またはこれらの者と密接な関わりを持つ者であることが判明したとき
- (2) 自ら、または第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為その他これに準じる行為を行ったとき

（乙の中止権・解除権）

第33条 乙は、甲が次の各号の一にあたる場合において、甲に相当の期間を定めて書面にて催告したにもかかわらず、かかる違反が是正されない場合には、委託業務の完了前であっても、直ちに書面をもって委託業務を中止させ、または本契約を解除することができる。この場合、乙は、甲に被った損害の賠償を求めることができる。

- (1) 甲が前払を遅滞したとき
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により委託業務の遂行が著しく遅延したとき
- (3) 前各号のほか、甲が本契約に違反したとき

2 次の各号の一にあたるときは、乙は、委託業務の完了前であっても、何らの催告を要することなく直ちに、書面をもって委託業務を中止させ、または本契約を解除することができる。この場合、乙は、甲に被った損害の賠償を求めることができる。

- (1) 甲が秘密保持条項または個人情報取扱条項の定めに違反したとき
- (2) 甲が差押・仮差押・仮処分その他強制執行を受けたとき、または民事再生・会社更生・破産の申し立てを受けたとき、もしくは自ら申し立てたとき
- (3) 甲が営業の停止、変更または解散の決議をしたとき
- (4) 甲が監督官庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき
- (5) 甲が自ら振出しまたは引き受けた手形もしくは小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき、または支払不能の状態に陥ったとき
- (6) 前各号のほか、甲の資産、信用または事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履

行が困難になるおそれがあると認められるとき

(解除に伴う措置)

- 第34条 本契約が第31条ないし第33条によって解除された場合、甲は、解除までに乙が履行した委託業務の履行割合や成果等に応じた委託費を精算するものとし、精算の結果前払金等の過払があるときは、乙は、解除が第31条第2項、同条第3項または第32条によるときにあっては、過払額について、その支払いをうけた日から年3%の割合による利息を付した額を、解除が第31条第1項または第33条によるときにあっては、その過払額を甲に返還する。なお、本契約が第31条第1項または第33条により解除された場合、甲は、乙の未履行分の委託業務に対応する委託費を支払う義務を負わない一方、解除までに乙が委託業務の遂行に要した通常経費および中止によって乙に発生する費用等の負担および損害の賠償については、乙による委託業務の履行割合や成果等に加えて、解除に至る経緯、予告期間等も勘案の上、別途甲・乙協議して定める。
- 2 甲が前項に定める委託費を支払ったときは、乙の委託業務にかかる成果物に関するすべての権利を取得するものとする（著作権についても、第19条第3項の定めに従い処理されるものとする）。
- 3 本契約を解除したときは、必要に応じて甲・乙協議し、当事者に属する物件について期間を定めてその引取・あと片づけ等の処置を行う。
- 4 前項の処置が遅れているとき、催告しても、正当な理由がなくお処置が行われない場合は、相手方は、代わってこれを行い、その費用を請求することができる。

第8章 秘密保持と情報管理

(秘密保持等)

- 第35条 甲および乙が相互に遵守すべき業務上の秘密情報の取扱い等については、秘密情報の定義も含め、基本条項の附則である「番組制作業務委託秘密保持条項」（基本条項において、「秘密保持条項」という。）による。

(個人情報の保護)

- 第36条 甲および乙が相互に遵守すべき個人情報の取扱い等については、個人情報の定義も含め、基本条項の附則である「番組制作業務委託個人情報取扱条項」（基本条項において、「個人情報取扱条項」という。）による。

(情報セキュリティ)

- 第37条 甲および乙は、前2条の目的を達成するため、以下の各号に定める事項を遵守するよう努める。
- (1) 委託業務に使用するパソコン等にアクセスできる者を、物理的な隔離やパスワード認証等の方法により適切に制限すること
 - (2) 委託業務に使用するパソコン等をネットワークに接続する場合は、コンピューターウイルス等の感染を防止する適切な措置を講じると共に、ファイル交換ソフト等の情報流出

の危険性を高めるソフトの使用を禁止すること

- (3) 委託業務に使用するパソコン、ハードディスクその他の記録媒体を廃棄する際には、第三者がデータを読みとることができないよう適切な手段を講じること
- (4) 委託業務に関する情報が記載された紙媒体の保管については業務に必要な無い者がアクセスできないよう必要な措置を講じ、廃棄の際には裁断または溶解等の方法によること
- (5) その他、その時点における社会通念上、情報セキュリティとして期待される一切の事項

(インサイダー取引等の禁止)

第38条 前3条のほか、甲および乙は、委託業務の遂行の過程で入手した情報を、インサイダー取引その他、委託業務以外の用途に不正に使用してはならない。

第9章 一般条項

(バージョニング版の制作委託)

第39条 番組を再構成・再編集して別の放送番組を制作する場合(以下、「バージョニング」という。)、原則として、甲は、バージョニングのための業務を乙に制作委託する。その場合の委託費については、別途甲・乙で協議して定める。

2 バージョニングによって制作された番組は、新たな(外部制作)番組とする。

(クレジット表示)

第40条 番組の使用等にあたってのクレジット表示は、NHKの放送表示に関する基準によることとする。

(通知・報告)

第41条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは速やかに甲に通知しなければならない。

- (1) 委託業務を履行できないおそれが生じた場合
- (2) 本契約に違反するおそれが生じた場合
- (3) 重要な事業の譲渡・廃止、合併、会社分割、株式交換等の組織再編行為、主要株主の変更その他経営上の重要な変更
- (4) 代表者、商号、本店所在地の変更
- (5) その他、取引を継続する上で重要とみなされる事項

2 甲は、乙において前項の事由が生じたときは、乙に対し報告を求め、かつ、合理的に必要と認められる措置を講じるよう求めることができる。

(番組広報・宣伝への協力)

第42条 乙は、甲の求めがあった場合、番組の広報・宣伝に必要な資料・素材を甲に提供するものとする。

2 乙は、甲による番組の広報・宣伝活動に可能なかぎり協力するものとする。

(BPOへの調査協力)

第43条 放送倫理・番組向上機構（BPO）が、番組について調査を行う際には、甲および乙は協力して、必要な調査に応じるものとする。調査の受け入れ方法その他必要と思われる事項については、甲・乙協議して定める。

2 甲および乙は、制作スタッフに対し、前項の規定を周知徹底し、承諾させるものとする。

(信頼関係の保持)

第44条 甲および乙は、本契約の履行は誠実を旨として行い、相手方の社会的な評価または信用を毀損する行為またはそのおそれのある行為を行わない。

(裁判管轄)

第45条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第46条 本契約の履行にあたり疑義が生じた場合または本契約に定めのない事項が生じた場合は、そのつど甲・乙協議のうえ、誠意をもって解決する。

2 前項の協議による取り決めまたは本契約の内容の修正もしくは変更については、文書によって明確にすることとし、文書によらないものはこれを無効とする。

(残存条項)

第47条 本契約がいかなる事由により終了した場合においても、第5条、第19条、第25条、第29条、第30条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第45条、第46条、第47条の規定は、引き続きその効力を有する。

4 番組制作業務委託秘密保持条項

番組制作業務委託秘密保持条項

制定 2022年4月1日

委託業務の遂行に関する秘密保持については、本条項で定めるとおりとする。

(本条項の位置づけ)

第1条 本条項は、各基本条項の規定により、各基本条項の一部を構成するものである。

(定義)

第2条 本条項において、「秘密情報」とは、当事者の一方（以下、提供または開示を行った当事者の一方を「開示者」といい、提供または開示を受けた当事者を「被開示者」という。）が、委託業務の遂行の目的で、書面、電子メール、口頭、電磁的記録等その他形態を問わず、被開示者に提供または開示した情報のうち、次の各号に掲げる情報をいう。

- (1) 番組の提案票、構成台本、その他の番組や企画の内容に関する情報
- (2) 取材メモ、取材メモをまとめた書面、その他取材内容や取材先に関する情報
- (3) 委託業務の遂行に際して、開示者が被開示者に提供または開示した情報のうち、提供または開示の際に特に秘密であると明示した情報

2 前項の規定にかかわらず、以下で定める情報は秘密に含まない。

- (1) 開示者が提供または開示した時点で、すでに被開示者が保有していた情報
- (2) 開示者が提供または開示した時点で、すでに公知であった情報
- (3) 開示者が提供または開示した後、被開示者が独自にまたは第三者から正当に取得した情報
- (4) 開示者が提供または開示した後、被開示者の責めに帰すべき事由によらずして、公知となった情報

(秘密保持義務)

第3条 被開示者は、当該秘密情報について厳に秘密を保持し、これを委託業務の遂行の目的以外に使用してはならない。

- 2 被開示者は、開示者の書面による事前の同意を得ることなく、秘密情報を第三者に開示し、または提供してはならない。
- 3 被開示者は、委託業務の遂行の目的に合理的に必要な範囲内でのみ、秘密情報を複製することができる。
- 4 被開示者が、正当な令状や法令等に基づき秘密情報の開示が強制される場合には、前項を適用しない。ただし、その場合にも被開示者は、開示する秘密情報の範囲を合理的最小限の範囲内にとどめ、また、開示者に対して、事前または事後速やかに書面により報告をしなければならない。

(秘密の利用者)

第4条 被開示者は、委託業務の遂行に際して必要不可欠な従業員等によりのみ秘密情報を開示し、利用させることができる。なお、被開示者は、自己の従業員等に対しても前条の規定を遵守させるもの

とする。

- 2 被開示者は、委託業務を遂行するに際して必要な場合には、別途指定する方法により、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合に限り、再委託先等の第三者に対して秘密情報を開示し、利用させることができる。なお、この場合、被開示者は、当該第三者に対して、本条項と同等の秘密保持義務を遵守させるものとし、当該第三者による秘密情報の取扱いについて一切の責めを負う。
- 3 前2項にかかわらず、甲が被開示者の場合、NHKおよびその関連団体に対して秘密情報を開示し、利用させることができる。なお、この場合、甲は、当該開示を受けたNHKまたはその関連団体に対して、本条項と同等の秘密保持義務を遵守させるものとし、NHKまたはその関連団体による秘密情報の取扱いについて一切の責めを負う。

（秘密情報の取扱い・管理）

- 第5条 被開示者は、秘密情報に関する書面、電子メール、電磁的記録等およびその複製物について、媒体のいかんを問わず、すべてについて善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。なお、前条1項および2項により、秘密情報の開示を受けた者についても同様とする。

（秘密情報の廃棄等）

- 第6条 被開示者は、開示者の求めがあった場合、または、本契約が終了した場合、直ちに、開示者の指示に従い、秘密情報（その複製物を含む。以下本条において同様とする。）を開示者に引き渡すか、または開示者の指定する方法によりその後も継続的に保管もしくは廃棄しなくてはならない。なお、廃棄に際しては、焼却、裁断、専用ソフトによるデータ抹消等の確実な方法により秘密情報を抹消することを要する。

（成果物の帰属）

- 第7条 被開示者が秘密情報を利用して得た成果物（完成番組および素材）に関する権利の帰属については、各基本条項の定めによる。

（紛失・漏洩等の事故時の措置）

- 第8条 甲、乙またはそのいずれかの関係者において、秘密情報に関して、紛失、漏洩等の事故があった場合、またはそのおそれがある場合には、甲および乙は、その過失の有無にかかわらず、事情解明、被害増大の阻止のために、必要な協力を行う。
- 2 被開示者は、その責めに帰すべき事由により、秘密情報の紛失・漏洩等の事故があった場合、またはそのおそれがある場合には、直ちに開示者に連絡し、当該被開示者の責任と費用負担において、当事者間の協議により決定した対応策を実施するものとする。

（損害賠償）

- 第9条 甲および乙が、本条項に違反し、それにより相手方に対し、番組の放送延期、中止、修正等の損害を与えたときは、各基本条項の損害賠償の処理に関する定めに従って処理する。

5 番組制作業務委託個人情報取扱条項

番組制作業務委託個人情報取扱条項

制定 2022年4月1日

委託業務の遂行に関する個人情報の取扱い等については、本条項で定めるとおりとする。

(本条項の位置づけ)

第1条 本条項は、各基本条項の規定により、各基本条項の一部を構成するものである。

(定義)

第2条 本条項において、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいい、甲の役員、従業員等に関する情報を含むものとする。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画もしくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号（個人情報の保護に関する法律第2条第2項に定めるものをいう。）が含まれるもの

2 本条項において、「提供個人情報」とは、甲の保有に属する個人情報および甲が第三者から一時的に提供を受けている個人情報で、委託業務の遂行のために利用目的を指示したうえで甲が乙に提供したものをいう。

3 本条項において、「管理個人情報」とは、提供個人情報および乙が委託業務の遂行の過程で取得した個人情報をいう。

(個人情報の帰属)

第3条 委託業務に関連する個人情報の帰属はつぎのとおりとする。

(1) 委託業務の委託開始以前から甲が保有していた個人情報、および、委託業務の遂行の過程で乙が取得した個人情報については、甲の保有に属する。

(2) 委託業務の委託開始以前から乙が保有していた個人情報、および、委託業務の遂行期間中といえども、委託業務と関連性を有さない乙の事業活動の過程で乙が取得した個人情報については、乙の保有に属する。

(個人情報の取扱い)

第4条 乙は、管理個人情報につき、本契約期間中、甲に代わって、甲のために、善良なる管理者の注意義務をもってこれを管理する義務を負う。

(報道・著述目的で取り扱う管理個人情報)

第5条 管理個人情報のうち、その取扱いの目的の全部または一部が報道・著述目的である場合、第6条、第10条、および第11条は適用しない。

- 2 乙は、前甲の目的で取得した管理個人情報は、報道・著述の目的の範囲を超えて取り扱ってはならない。
- 3 乙は、第1項の目的で取得した管理個人情報を、他の目的のみで利用する管理個人情報と、組織的・技術的に分離し、これらの情報が混在しないように適切に管理しなければならない。
- 4 乙は、第1項の目的で取得した管理個人情報を、甲の書面による事前の承諾なく第三者に開示、貸与、譲渡もしくは提供（以下、「開示等」という。）し、または漏洩してはならない。

(第三者に対する開示等)

第6条 乙は、管理個人情報を、甲の書面による事前の承諾なく第三者に開示等し、または漏洩してはならない。乙が、甲の事前の書面による承認に基づき、管理個人情報を開示等する場合は、文書または電磁的記録を用いて作成する方法により、次の事項に関する記録を作成しなければならない。

- (1) 本人の同意を得ている旨
- (2) 当該第三者の氏名または名称および住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。）の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
- (3) 当該個人データ等によって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- (4) 当該個人データ等の項目

(乙および再委託先の従業員等の情報の保存)

第7条 甲は、委託業務の過程で、乙の承認を得て乙から入手した乙および再委託先の従業員等の個人情報を、委託業務およびこれに関連する甲の業務に利用するため電子的に保存できるものとし、乙はそれに同意する。

- 2 乙は、前項の甲への個人情報の提供について、当該従業員等の同意を得るものとする。

(目的外利用等の禁止)

第8条 乙は、甲が指示した利用目的以外の目的に管理個人情報を利用してはならず、また、委託業務の遂行に必要な最小限の範囲を除いて複製してはならない。また、乙は、甲の承認がなければ、紙媒体の提供個人情報を、電磁的媒体に複製し、記録してはならない。

(安全管理措置)

第9条 乙は、管理個人情報の漏洩・滅失または棄損の防止等、管理個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じる。安全管理措置には、次の各号の措置を含むが、これらに限定されない。

- (1) 乙は、予め管理個人情報にアクセスすることを可能とする必要不可欠な従業員等の範囲を定め、同範囲外の従業員等にはアクセスを不可能とする。また、乙は、従業員等に管理個人情報を取り扱わせるにあたっては、管理個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行う。
- (2) 乙は、管理個人情報を取扱う従業員に対して、本条項の各項目をはじめ、管理個人情報の安全管理措置について、必要な教育研修を実施するなど教育・啓発に努める。
- (3) 乙は、管理個人情報の安全管理のための手順その他安全管理措置について自ら定めた規程を甲に提出する。ただし、乙が個人事業主またはこれと同視できる規模の事業主であって、自らの行動を律するための規程の策定が合理的でない場合は、甲が乙の安全管理措置の適正さを別途所定の方法で確認することを条件としてこれに代えることができる。
- (4) 乙は、管理個人情報の取扱状況を把握し、安全管理措置の評価、見直しおよび改善に取り組まなければならない。
- (5) 乙は、管理個人情報が紙媒体に記録されている場合は、次に掲げる措置をとる。
 - ア 管理個人情報の記録された物の保管場所の特定および管理
 - イ 管理個人情報の記録された物の施錠保管、盗難・紛失防止および管理
 - ウ 管理個人情報の記録された物の、保管場所からの持出しの管理（管理責任者による確認、持出し方法の限定、持出しの記録の作成、盗難・紛失・漏洩等の防止など）
 - エ その他、安全管理のために必要な措置
- (6) 乙は、管理個人情報が電磁的媒体に記録されている場合は、次に掲げる措置をとる。
 - ア 管理個人情報を記録するコンピューターまたは記録媒体の特定および管理
 - イ 管理個人情報へのアクセスを行う端末装置の利用の制限および管理ならびに盗難・紛失等の防止
 - ウ 管理個人情報を記録するものの、持ち出しの管理（情報管理責任者による確認、持出し方法の限定、持出しの記録の作成、盗難・紛失・漏洩等の防止、ログの取得など）
 - エ 電気通信回線を通じた管理個人情報への不正アクセスの防止措置
 - オ コンピューターウイルスによる管理個人情報漏洩を防止するためのウイルス対策ソフトウェアの導入および定期的な更新措置
 - カ ウィニー（Winny）等のファイル交換ソフトウェアの使用禁止措置
 - キ その他、安全管理のために必要な措置

(個人情報の適正な取得)

第10条 乙は、委託業務の実施のために個人情報を取得する場合は、適法かつ適正な手段によって行わなければならない。偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知)

第11条 乙は、前条の個人情報取得に際して、甲の利用目的を本人に通知する。ただし、甲が自らその利用目的を公表するか本人に通知している場合は、別途甲の指示に従う。

2 乙は、本人から直接書面（電磁的記録その他電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方法で作られる記録を含む。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し甲の利用目的を明示する。ただし、甲が自らその利用目的を本人に明示している場合は、別途甲の指示に従う。

(個人情報取扱い業務の再委託)

第12条 乙は、管理個人情報の管理業務の一部を第三者に委託する場合には、事前に当該第三者の名称および概要等を甲に通知し、書面またはそれに準じる方法をもって甲の承諾を得るものとする。

2 乙が前項に基づき甲の事前の承諾を得て第三者に業務を委託した場合、当該委託先に対して、本条項に定める乙の義務を周知徹底して、乙の責任と費用負担において、本条項に基づき乙が負うのと同様の義務を遵守させるものとし、また、当該委託先による管理個人情報の取扱いについて一切の責任を負うものとする。なお第9条第1項第1号に定める乙の従業員等についても同様とする。

(情報管理責任者)

第13条 乙は、管理個人情報の取扱いに関して、個人情報の管理責任者を定め、個人情報の取扱いに先立ち、書面により、甲に対して情報管理責任者の役職、氏名を通知しなければならない。情報管理責任者を変更する場合も同様とする。

(廃棄等)

第14条 乙は、甲から管理個人情報の返還請求を受けた場合、または、本契約が終了した場合、速やかに甲に引渡すか、または甲の事前の書面による承認を得て、再生不能な状態にして廃棄する。ただし、法令に別の定めのある場合、または甲から別に指示がある場合は、当該定めまたは指示に従う。

(書面による報告等)

第15条 委託業務の実施における管理個人情報の取扱いについて、甲はいつでも乙に報告を求めることができる。

2 前項の求めがあった場合、乙は当該委託業務の実施に著しい支障を及ぼす場合を除き、甲の求めに応じて、速やかに報告を行う。

3 甲は、前項の報告に関し、必要があると認められる場合には、乙の当該委託業務の実施におけ

る管理個人情報の取扱いについて調査を行うことができる。乙はこの調査に協力する。

(漏洩等の事故時の措置)

第16条 乙は、管理個人情報漏洩、滅失または棄損などの事故があった場合、またはそのおそれがある場合は、直ちに甲に報告し、その指示を受ける。

2 安全管理措置の不備その他の乙の責任で管理個人情報が漏洩、滅失、毀損し、または不適正な利用により損害が生じた場合、乙は、甲が負担した損害賠償額および甲が損害賠償請求の申立を解決するのに要した一切の費用（弁護士費用等を含む。）その他の管理個人情報の漏洩に関して甲に生じた一切の損害を負担する。

(開示等の求めへの対応)

第17条 管理個人情報に関して個人情報の保護に関する法律等に基づく、本人からの開示、内容訂正の求め、苦情などを乙が受けた場合、乙は直ちに甲に報告し、その指示を受ける。

(一般的義務)

第18条 乙は、委託業務の遂行に際し、本条項に定めるほか、個人情報の保護に関する法律その他の適用される法令および甲の定める報道・著述分野に係る個人情報保護規程、NHK個人情報保護規程等を遵守し、個人情報の適正な取得や管理に努めなくてはならない。

第3編 委託区分別 契約書ひな型集

印 紙

放送番組制作業務委託（演出）契約書（案）

委 託 者（以下、「甲」という。）と
受 託 者（以下、「乙」という。）とは、
NHKで放送予定の

（番組名）（以下、「本件番組」とい
う。）について、次のとおり、放送番組の制作に関わる業務委託契約を締結する。

（番組の制作委託）

第1条 甲は、乙に対し、別紙仕様書（以下、「仕様書」という。）記載の本件番組につき、仕様書記載
の制作業務（以下、「委託業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

（基本条項の適用）

第2条 本契約には、本契約の各条項のほか、NHKの「放送番組の制作に関する番組制作会社との取
引基準」（2022年4月1日改定版）に定める「放送番組制作業務委託基本条項（演出）」（以
下、「基本条項」という。）の全条項を適用する。ただし、基本条項の各条項の定めが、本契約の
定めと異なるときは、本契約の定めが優先する。なお、基本条項中の「本契約」とは、本契約書
および本条により本契約の一部となる基本条項全体を指すものとする。

（委託業務の期間、委託費の金額等）

第3条 委託業務の期間、委託費の金額・支払方法等、本契約において定めるべきその他の事項は、仕
様書記載のとおりとする。

以上、契約の証として本書1通を作成し、甲が本書を、乙がその写しを保有する。

年 月 日

甲 ○○○○

○○○○

代表者

印

乙 ○○○○

○○○○

代表者

印

別 紙

仕 様 書 (案)

1. 委託区分	
	放送番組制作業務委託（演出）
2. 番組の内容	
番組名	〇〇〇〇
甲の制作統括担当者	〇〇〇〇
初回放送メディア	☐ 総合 ☐ Eテレ ☐ BS1 ☐ BSP ☐ R1 ☐ R2 ☐ FM ☐ ワールド JAPAN ☐ BS4K ☐ BS8K
初回放送予定日時	年 月 日 : ～ : （ 時間 分）
番組の概要	
主な番組寄与者(脚本家、出演者等)	
3. 委託業務の内容	
委託業務の内容	甲の制作統括の下での、上記番組の演出業務および権利処理を含むこれに付随する業務（詳細は下記に定めるとおり） 〇〇〇〇 〇〇〇〇
乙の業務責任者	〇〇〇〇
乙のディレクター	（氏名、または〇人分、または空欄でも可）
乙が行う出演者等番組寄与者の権利処理の範囲	・ 初回放送日より〇年間以内において地上波〇回、衛星波〇回、国際放送〇回の放送、4 K 放送〇回、8 K 放送〇回の放送／放送波を問わず合計〇回の放送 ・ 在外邦人向け海外配信「NHKワールド・プレミアム」での使用 ・ 「NHKプラス」での使用 ・ 「NHKオンデマンド」での使用 （NHKワールドJAPANの場合） ・ インターネットでの配信 ・ 国内CATVへの無償提供 （なお、番組寄与者の了解が得られない場合には、乙は、その旨を速やかに甲に連絡するものとする。）

	甲またはNHKが行う出演者等番組寄与者の権利処理の範囲（包括契約によるもの以外）	
--	--	--

4. リソースの貸与の有無

	スタジオ	
	機材	
	その他	

5. 委託費の金額

	委託費の金額	金〇〇〇〇円 (取引にかかる消費税および地方消費税の額 別途加算) ただし、「NHKプラス」、「NHKオンデマンド」での使用については、甲が示す基準に従い、権利処理手数料および番組寄与者に対する許諾料を別途支払う。
--	--------	---

6. 委託費の支払方法

	委託費の支払方法	☐ 委託業務の完了後一括払い 甲が乙による委託業務の完了後60日以内に委託費全額を支払う。 ただし、乙は甲に対し委託業務の完了後速やかに、業務実施報告書とともに上記支払期限を記載した請求書を送付するものとする。
	委託費の振込先金融機関	 銀行 本店・..... 支店 普通・当座預金口座 口座番号..... 口座名義人.....

7. 委託期間

	委託期間	 年..... 月..... 日～..... 年..... 月..... 日
--	------	---

8. その他特記事項

- 1) 4. のリソースに関して、業務場所および機材（貸与物件含む）についてはNHKの設備等の危機管理および放送設備の整合性等の都合により甲が指定することから、その使用料は無償とする。
- 2) 乙は、委託業務において外国出張を行うにあたり撮影機材等を国外に持ち出す場合は、外国為替及び外国貿易法第55条の10に基づいて経済産業大臣が定めた輸出者等遵守基準に則り、適切に安全保障貿易管理を行うよう留意すること。
- 3) 第31条 情報セキュリティについては、別紙「制作現場における情報セキュリティ10か条」の内容を参照すること。

印 紙

放送番組制作業務委託（外部一部）契約書（案）

委 託 者（以下、「甲」という。）と

受 託 者（以下、「乙」という。）とは、

NHKで放送予定の

（番組名）（以下、「本件番組」という。）について、次のとおり、放送番組の制作に関わる業務委託契約を締結する。

（番組の制作委託）

第1条 甲は、乙に対し、別紙仕様書（以下、「仕様書」という。）記載の本件番組につき、仕様書記載の制作業務（以下、「委託業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

（基本条項の適用）

第2条 本契約には、本契約の各条項のほか、NHKの「放送番組の制作に関する番組制作会社との取引基準」（2022年4月1日改定版）（に定める「放送番組制作業務委託基本条項（外部一部）」

（以下、「基本条項」という。）の全条項を適用する。ただし、基本条項の各条項の定めが、本契約の定めと異なるときは、本契約の定めが優先する。なお、基本条項中の「本契約」とは、本契約書および本条により本契約の一部となる基本条項全体を指すものとする。

（委託業務の納入期日、委託費の金額等）

第3条 委託業務の納入期日、委託費の金額・支払方法等、本契約において定めるべきその他の事項は、仕様書記載のとおりとする。

以上、契約の証として本書1通を作成し、甲が本書を、乙がその写しを保有する。

年 月 日

甲 ○○○○

○○○○

代表者

印

乙 ○○○○

○○○○

代表者

印

仕 様 書 (案)

1. 委託区分	
	放送番組制作業務委託（外部一部委託）
2. 番組の内容	
番組名	〇〇〇〇
甲の制作統括担当者	〇〇〇〇
初回放送メディア	☐ 総合 ☐ Eテレ ☐ BS1 ☐ BSP ☐ R1 ☐ R2 ☐ FM ☐ ワールド JAPAN ☐ BS4K ☐ BS8K
初回放送予定日時	年 月 日 : ~ : (時間 分)
番組の概要	
主な番組寄与者(脚本家、出演者等)	
3. 委託業務の内容	
委託業務の内容および納入物	甲の制作統括の下での、上記番組の制作業務の一部および権利処理を含むこれに付随する業務（詳細は下記に定めるとおり） 〇〇〇〇 〇〇〇〇 ・納入物 NHKが定めるフォーマットの完成コンテンツ （NHKの放送用テープの収録パターンによる） 権利記録報告書・音楽使用報告書・視聴者対応表等 委嘱音源がある場合、音源のデータまたはCDと音楽情報ファイル（指定書式）
乙の業務責任者	〇〇〇〇
乙のプロデューサー	〇〇〇〇
乙が行う出演者等番組寄与者の権利処理の範囲	・初回放送日より〇年間以内において 地上波〇回、衛星波〇回、国際放送〇回の放送、4 K放送〇回、8 K放送〇回の放送／放送波を問わず合計〇回の放送 ・在外邦人向け海外配信「NHKワールド・プレミアム」での使用 ・「NHKプラス」での使用 ・「NHKオンデマンド」での使用 （ NHKワールドJAPANの場合） ・インターネットでの配信 ・国内CATVへの無償提供

		(なお、番組寄与者の了解が得られない場合には、乙は、その旨を速やかに甲に連絡するものとする。)
	甲またはNHKが行う出演者等番組寄与者の権利処理の範囲(包括契約によるもの以外)	
4. リソースの貸与の有無		
	スタジオ	
	機材	
	その他	

5. 委託費の金額		
	委託費の金額	金〇〇〇〇円 (取引にかかる消費税および地方消費税の額 別途加算) ただし、「NHKプラス」、「NHKオンデマンド」での使用については、甲が示す基準に従い、権利処理手数料および番組寄与者に対する許諾料を別途支払う。
6. 委託費の支払方法		
	委託費の支払方法	☐ 委託業務の完了後一括払い 甲が乙による委託業務の完了後60日以内に委託費全額を支払う。 ただし、乙は甲に対し委託業務の完了後速やかに上記支払期限を記載した請求書を送付するものとする。
	委託費の振込先金融機関	 銀行 本店・ 支店 普通・当座預金口座 口座番号 口座名義人
7. 納入期日		
	納入期日	 年 月 日限り
8. NHK権料収入の乙への配分率		
	NHKが得た権料収入からNHKによる管理手数料(20%)を控除した額の25%	
9. その他特記事項		

- 1) 4. のリソースに関して、業務場所および機材（貸与物件含む）についてはNHKの設備等の危機管理および放送設備の整合性等の都合により甲が指定することから、その使用料は無償とする。
- 2) 乙は、委託業務において外国出張を行うにあたり撮影機材等を国外に持ち出す場合は、外国為替及び外国貿易法第55条の10に基づいて経済産業大臣が定めた輸出者等遵守基準に則り、適切に安全保障貿易管理を行うよう留意すること。
- 3) 第33条 情報セキュリティーについては、別紙「制作現場における情報セキュリティー10か条」の内容を参照すること。

印 紙

放送番組制作業務委託（外部制作）契約書（案）

委 託 者（以下、「甲」という。）と
受 託 者（以下、「乙」という。）とは、
NHKで放送予定の

（番組名）（以下、「本件番組」とい
う。）について、次のとおり、放送番組の制作に関わる業務委託契約を締結する。

（番組の制作委託）

第1条 甲は、乙に対し、別紙仕様書（以下、「仕様書」という。）記載の本件番組につき、仕様書記載
の制作業務（以下、「委託業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

（基本条項の適用）

第2条 本契約には、本契約の各条項のほか、NHKの「放送番組の制作に関する番組制作会社との取
引基準」（2022年4月1日改定版）に定める「放送番組制作業務委託基本条項（外部制作）」
（以下、「基本条項」という。）の全条項を適用する。ただし、基本条項の各条項の定めが、本契
約の定めと異なるときは、本契約の定めが優先する。なお、基本条項中の「本契約」とは、本契
約書および本条により本契約の一部となる基本条項全体を指すものとする。

（委託業務の納入期日、委託費の金額等）

第3条 委託業務の納入期日、委託費の金額・支払方法等、本契約において定めるべきその他の事項は、
仕様書記載のとおりとする。

以上、契約の証として本書1通を作成し、甲が本書を、乙がその写しを保有する。

年 月 日

甲 ○○○○

○○○○

代表者

印

乙 ○○○○

○○○○

代表者

印

仕 様 書 (案)

1. 委託区分	
	放送番組制作業務委託（外部制作）
2. 番組の内容	
番組名	〇〇〇〇
甲の制作統括担当者	〇〇〇〇
乙の制作統括担当者	〇〇〇〇
初回放送メディア	☐ 総合 ☐ Eテレ ☐ BS1 ☐ BSP ☐ R1 ☐ R2 ☐ FM ☐ ワールド JAPAN ☐ BS4K ☐ BS8K
初回放送予定日時	年 月 日 : ～ : （ 時間 分）
委託する番組本数	
番組の概要	
主な番組寄与者（脚本家、出演者等）	
3. 委託業務の内容	
委託業務の内容および納入物	甲乙共同の制作統括の下での、上記番組の制作業務および権利処理を含むこれに付随する業務（詳細は下記に定めるとおり） 〇〇〇〇 〇〇〇〇 ・納入物 NHKが定めるフォーマットの完成コンテンツ （NHKの放送用テープの収録パターンによる） 権利記録報告書・音楽使用報告書・視聴者対応表等 委嘱音源がある場合、音源のデータまたはCDと音楽情報ファイル（指定書式）
乙の業務責任者	〇〇〇〇
乙が行う出演者等番組寄与者の権利処理の範囲	・初回放送日より〇年間以内において 地上波〇回、衛星波〇回、国際放送〇回の放送、4 K放送〇回、8 K放送〇回の放送／放送波を問わず合計〇回の放送 ・在外邦人向け海外配信「NHKワールド・プレミアム」での使用 ・「NHKプラス」での使用 ・「NHKオンデマンド」での使用 （ NHKワールドJAPANの場合） ・インターネットでの配信

		・国内CATVへの無償提供 (なお、番組寄与者の了解が得られない場合には、乙は、その旨を速やかに甲に連絡するものとする。)
	甲またはNHKが行う出演者等番組寄与者の権利処理の範囲(包括契約によるもの以外)	
4. リソースの貸与		
	スタジオ	
	機材	
	その他	
5. 委託費の金額		
	委託費の金額	総額金〇〇〇〇円 (取引にかかる消費税および地方消費税の額 別途加算) うち、前払金●●円 ただし、「NHKプラス」、「NHKオンデマンド」での使用については、甲が示す基準に従い、権利処理手数料および番組寄与者に対する許諾料を別途支払う。
6. 委託費の支払方法		
	委託費の支払方法	☐ 前払金 甲が乙の請求書を受領した後速やかに支払う。 ☐ 残金 甲が乙による委託業務の完了後60日以内に残金全額を支払う。ただし、乙は甲に対し委託業務の完了後速やかに上記支払期限を記載した請求書を送付するものとする。
	委託費の振込先金融機関	銀行 本店・.....支店 普通・当座預金口座 口座番号..... 口座名義人.....
7. 納入期日		
	納入期日	年.....月.....日限り
8. 二次使用に伴う権利配分率		
	権利収入からNHKによる管理手数料(20%)を控除した額の50% ただし、出版展開については別途協議	
9. その他特記事項		

- 1) 4. のリソースに関して、業務場所および機材（貸与物件含む）についてはNHKの設備等の危機管理および放送設備の整合性等の都合により甲が指定することから、その使用料は無償とする。
- 2) 乙は、委託業務において外国出張を行うにあたり撮影機材等を国外に持ち出す場合は、外国為替及び外国貿易法第55条の10に基づいて経済産業大臣が定めた輸出者等遵守基準に則り、適切に安全保障貿易管理を行うよう留意すること。
- 3) 第37条 情報セキュリティーについては、別紙「制作現場における情報セキュリティー10か条」の内容を参照すること。